

阿蘇市こども計画

(素案)

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

～地域みんなで支えあい、

すべてのこども・若者が健やかに成長できるまち～



令和7年1月

阿蘇市 市民部 福祉課

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
第2章 計画の基本理念と基本方針	9
1. 計画の基本理念	10
2. 計画の基本的視点	11
3. 計画の基本目標	12
4. 計画の体系	13
第3章 阿蘇市の子どもと家庭を取り巻く状況	15
1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況	16
2. 子育て支援サービス等の現状	26
3. アンケート調査結果からみる子どもと家庭を取り巻く状況	38
4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価・検証	54
5. 阿蘇市の子ども・子育てを取り巻く課題	70
第4章 施策の展開	73
基本目標1 こども・若者の権利を守ります	74
基本目標2 切れ目のない子ども・子育て支援により健やかな育ちを守ります.....	77
基本目標3 こどもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります.....	84
基本目標4 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境をつくります.....	88
第5章 子ども・子育て支援事業計画	91
1. 教育・保育提供区域の設定	92
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	92
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	98
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保.....	115
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	116
6. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保	116
7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携.....	117
8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用 環境の整備に関する施策との連携	119
9. 子ども・子育て支援施設整備の推進について	119

第6章 計画の推進に向けて	121
1. 計画の推進体制	122
2. PDCAによる点検と評価・公表	122
資料編	123
1. 阿蘇市子ども・子育て会議条例	124

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

阿蘇市では、平成27年に「阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、その結果、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

そこで、本市では、このたび「第2期阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本市の実情を踏まえ、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、「阿蘇市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援の充実を図るとともに、こども・若者を権利の主体として認識し、最善の利益を図っていきます。

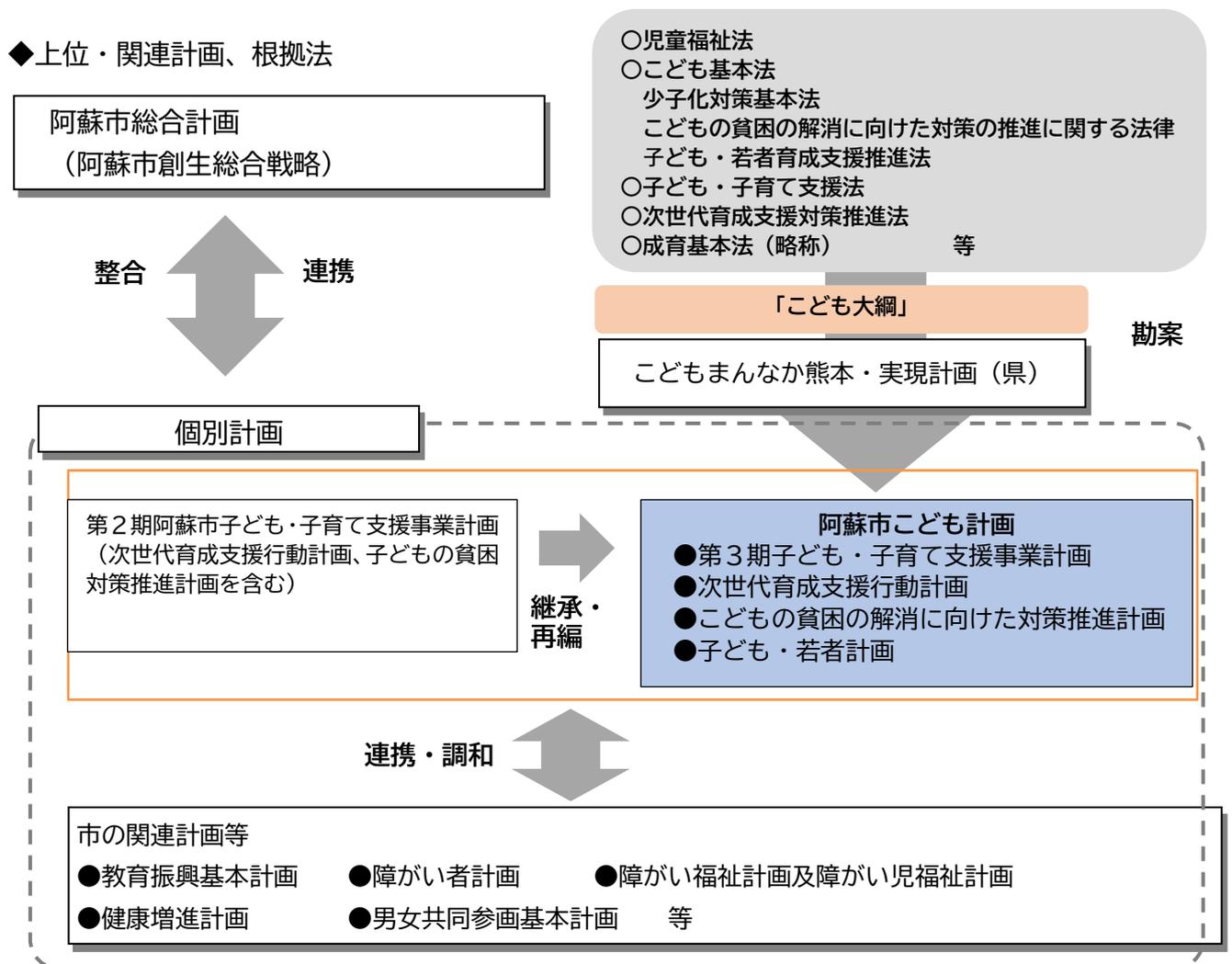
■近年のこども施策に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和4(2022)年 (令和6年4月1日施行)	児童福祉法の改正	○ <u>こども家庭センターの設置</u> (児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ○ <u>訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等</u> を行う事業をそれぞれ新設 等
令和5(2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和5(2023)年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる(第10条)
令和5(2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適切な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和5(2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1)若い世代の所得を増やす (2)社会全体の構造・意識を変える (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) 閣議決定	目的:全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和6(2024)年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にしていただくことを目的に作成
令和6(2024)年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和6(2024)年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「 <u>こどもの貧困の解消に向けた対策推進法</u> 」に変更) 将来のこどもの貧困を防ぐことが新設 等

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体的に策定することも施策に関する総合的な計画となります。

また、策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「阿蘇市総合計画」をはじめ、保健・医療・福祉・教育分野等の市の各種関連計画との整合性を図りました。



3. 計画の期間

本計画は、子ども子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
阿蘇市総合計画	→					→				
阿蘇市子ども子育て支援事業計画	→					→				
熊本県くまもと子ども・子育てプラン	→					→				

4. 計画の策定体制

(1) 阿蘇市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「阿蘇市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

本会議は、次世代育成支援対策推進法第21条の規定に基づき設置した阿蘇市次世代育成支援対策地域協議会が発展的に移行した組織構成となっており、次世代育成支援後期行動計画の評価も含め、審議を行いました。

令和6年度 開催時期		協議内容
第1回	令和6年7月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の実施状況について 特定教育・保育施設の利用定員変更について(報告) アンケート調査結果について こども計画(仮称)策定について
第2回	令和6年11月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計等の見込量及び確保策について こども計画(仮称)骨子案について
第3回	令和7年1月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案について 利用者定員について 地域子ども・子育て支援事業について 最終案の協議・承認

(2) こども計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小学生以下の全児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました（調査結果の概要は第2章に掲載）。

①子ども・子育て支援のためのニーズ調査

調査対象	阿蘇市在住の未就学児・就学児の保護者
調査方法	インターネットによる配布・回収
調査期間	令和6年2月
回収結果	未就学児：配布数830件 有効回収数280件（有効回答率 33.7%） 就学児：配布数1,190件 有効回収数350件（有効回答率 29.4%）

②子どもの生活に関する実態調査

調査対象	阿蘇市在住の公立小学4年生・公立中学1年生の児童生徒 及びその保護者
調査方法	インターネットによる配布・回収
調査期間	令和6年2月
回収結果	小学4年生：配布数201件 有効回収数112件（有効回答率 55.7%） 中学1年生：配布数184件 有効回収数140件（有効回答率 76.1%） 保護者：配布数385件 有効回収数172件（有効回答率 44.6%）

(3) 子ども・若者に関する意見聴取の実施

①中学生・高校生ヒアリング調査

調査対象	阿蘇中学校 生徒会役員 阿蘇中央高校 生徒会役員
調査方法	対面式によるヒアリング調査
調査期間	令和6年2月26日（月）

②団体等ヒアリング調査

調査対象	地域まるく食堂
調査方法	対面式による代表・職員へのヒアリング調査
調査期間	令和6年2月26日（月）09時30分～

(4) 事業者ヒアリングの実施

市内の認可保育所・認定こども園を運営する事業者及び放課後児童クラブ（学童保育）を運営する事業者から運営にあたっての課題等についての考えをうかがい、計画策定の参考とするため、ヒアリングを行いました。

(5) パブリックコメントの実施

令和7年1月27日（月）から令和7年2月14日（金）まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

第2章 計画の基本理念と基本方針

1. 計画の基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をこども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次世代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。

子どもは、次代を担う地域の宝です。この小さな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進行から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないように、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守り育てていくことは、市全体の大きな使命です。

これまでの「阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」では、子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが、心身ともに健やかに生まれ育ち、自己実現できるまちを目指してきました。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、その基本的な考え方を継承しつつ、こども大綱の基本的方向を踏まえ「地域のみんなで支えあい、すべてのこども・若者が健やかに成長できるまち」を基本理念とします。

【基本理念】

**地域のみんなで支えあい、
すべてのこども・若者が健やかに成長できるまち**

2. 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の4点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

(2) 子育てと子育てを通じた親としての成長を支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。

(3) 地域のみみんなで子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

(4) 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支えるという視点

結婚や妊娠・出産はあくまでも個人の自由な選択や決定に基づくものですが、家族や子どもを持つことを望む人の希望を叶え、将来への不安などを抱えることなく、安心して結婚し子どもを産み育てることができる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産から育児の連続した支援をしていくことが重要です。

3. 計画の基本目標

この計画では、基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

基本目標1 こども・若者の権利を守ります

子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。

犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、関係機関等と連携し万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

基本目標2 切れ目のない子ども・子育て支援により健やかな育ちを守ります

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図ります。

また、核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

子育て家庭と一言で言ってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

基本目標3 こどもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちを目指します。

基本目標4 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境をつくります

安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、安心・安全な活動場所と生活空間の確保に努めます。

また、男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等、子どもの生活の場を有機的に連携させ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

さらに、就学、就労の支援など若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を支える取り組みを推進します。

4. 計画の体系

基本理念

**地域みんなで支えあい、
すべての子ども・若者が健やかに成長できるまち**

<p>基本目標1 子ども・若者の権利を守ります</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・若者の権利に関する理解促進 (2) 子どもの意見表明・参加の促進 (3) 子どもの権利侵害の防止
<p>基本目標2 切れ目のない子ども・子育て支援により健やかな育ちを守ります</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠期からの切れ目のない保健対策の推進 (2) 子ども・若者の健康確保のための取り組み (3) 小児医療の充実 (4) こどもの貧困対策の推進 (5) ひとり親家庭の自立支援 (6) こどもの発達・成長に応じた支援
<p>基本目標3 こどもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育サービスの充実 (2) 地域における子ども・子育ての支援 (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 (4) 「食育」の推進 (5) 安全で安心して過ごせるこどもの居場所づくり
<p>基本目標4 子ども・若者の育ちを地域全体で支える環境をつくります</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援ネットワークづくり (2) 子育て世帯にやさしい安全・安心な環境の確保 (3) 子育てと仕事が両立の推進・多様な働き方の推進 (4) 出合いや結婚の支援 (5) 若者の自立支援

第3章 阿蘇市の子どもと家庭を取り巻く状況

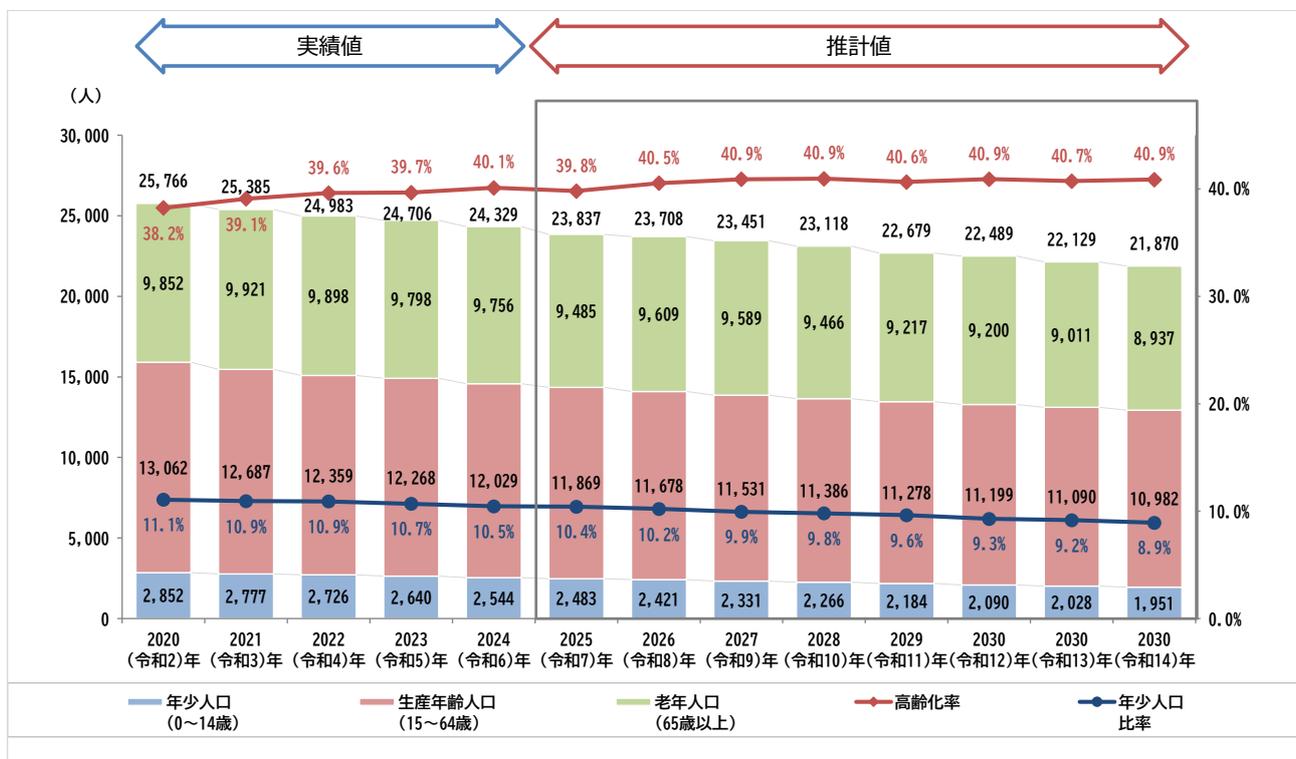
1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の動向

① 年齢3区分別人口の推移及び将来推計

本市の人口は年々減少しており、令和6年の住民基本台帳によると24,329人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少しており、今後も減少することが予想され、年少人口比率は令和9年には10%を割り込むことが予想されています。また、老年人口は増加傾向にありましたが、令和3年をピークに減少傾向に転じています。

■年齢3区分別人口の推移及び将来推計



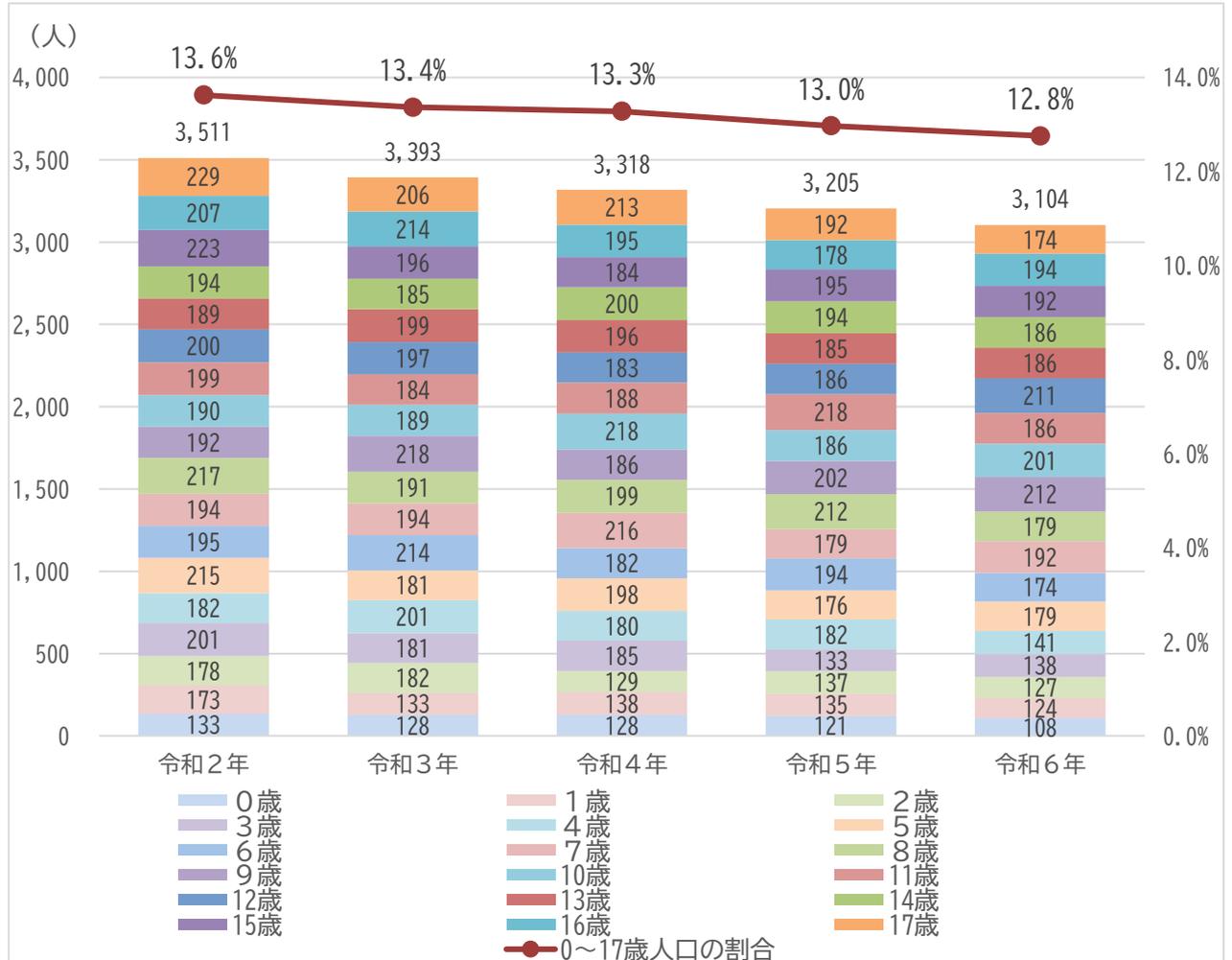
資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年）、コーホート変化率による推計人口（令和7年～令和14年）

② 0歳～17歳人口の推移

本市の0歳～17歳人口は年々減少しており、令和6年の住民基本台帳によると3,104人となり、令和5年の3,205人より101人減少しています。

また、総人口に対する0歳～17歳人口の比率は、令和6年では12.8%となっています。

■ 0歳～17歳人口の推移

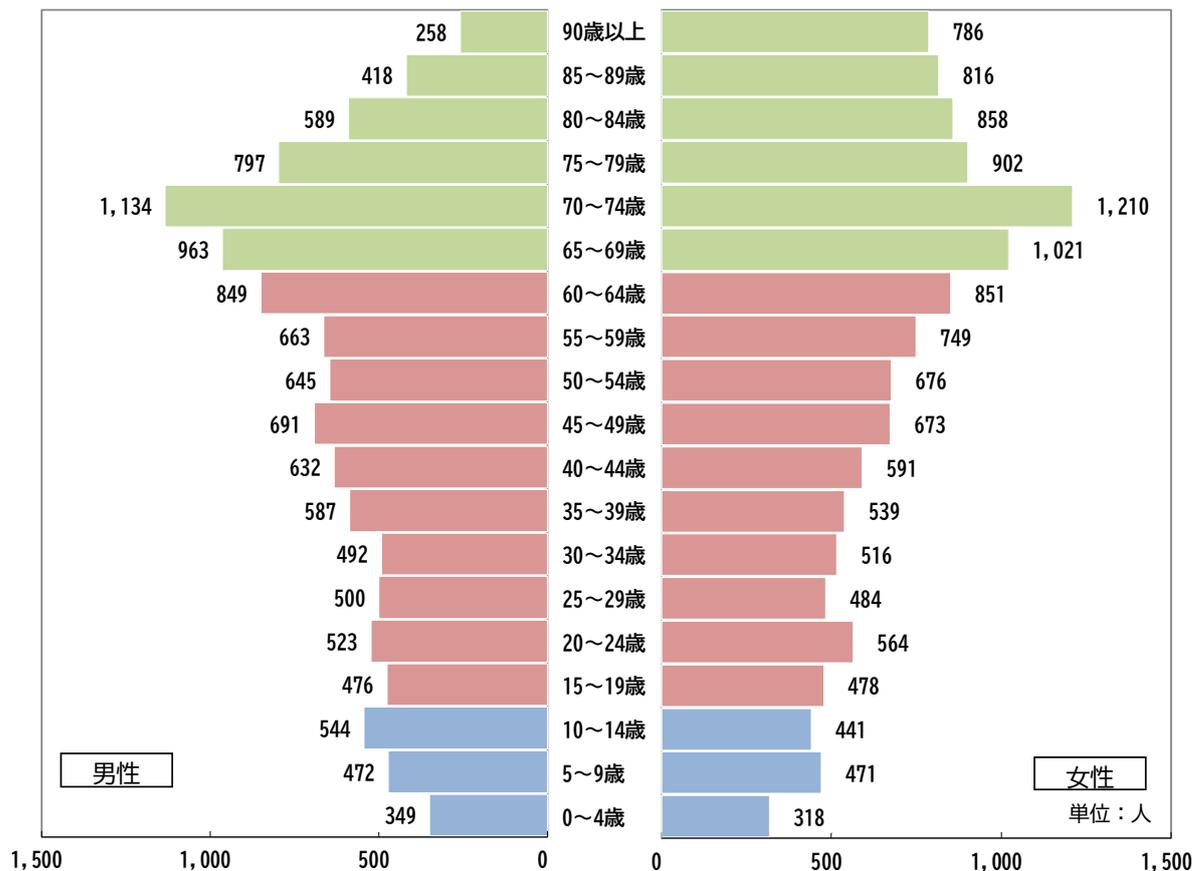


③ 人口構成

本市の人口ピラミッドをみると、0～4歳の人口が男女ともに最も少なくなっていることから近年の出生数が減少していることがうかがえます。

また、65～74歳の人口の膨らみが大きくなっていることから、今後、人口減少が加速化することが予測されます。

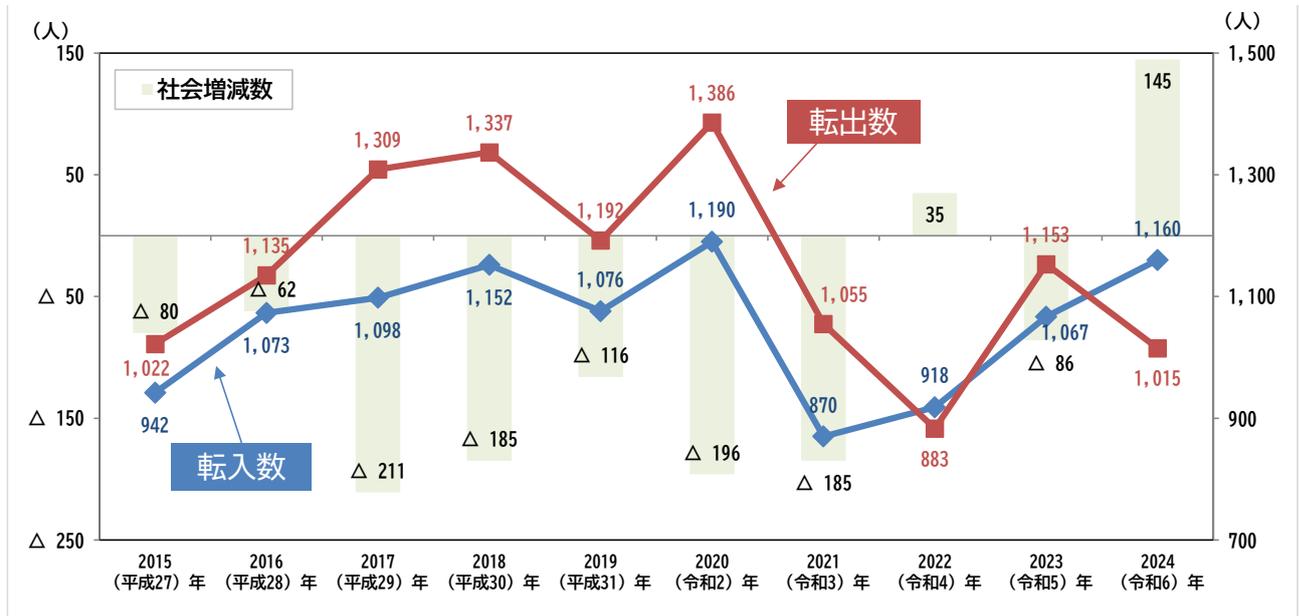
■人口ピラミッド



資料：総務省 住民基本台帳（令和6年1月1日）

④ 転入・転出の状況（社会増減）

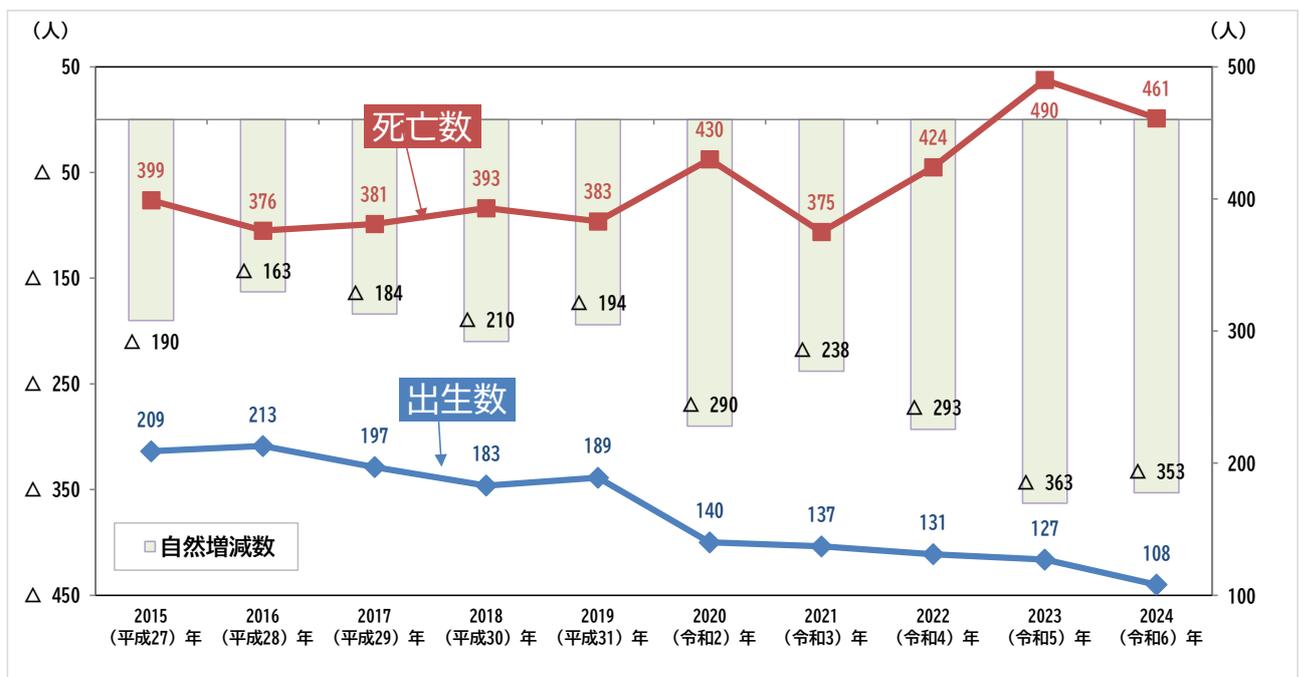
転入・転出の推移をみると、令和4年を除き転出者が転入者を上回り社会減少が続いていましたが、令和6年では145人の転入超過となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

⑤ 出生・死亡の状況（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、出生数は年々減少し、一方、死亡数は年々増加しており、その差が広がり自然減が続いています。令和6年では353人自然減少となっています。



資料：人口動態調査

(2) 世帯の動向

① 世帯数の推移

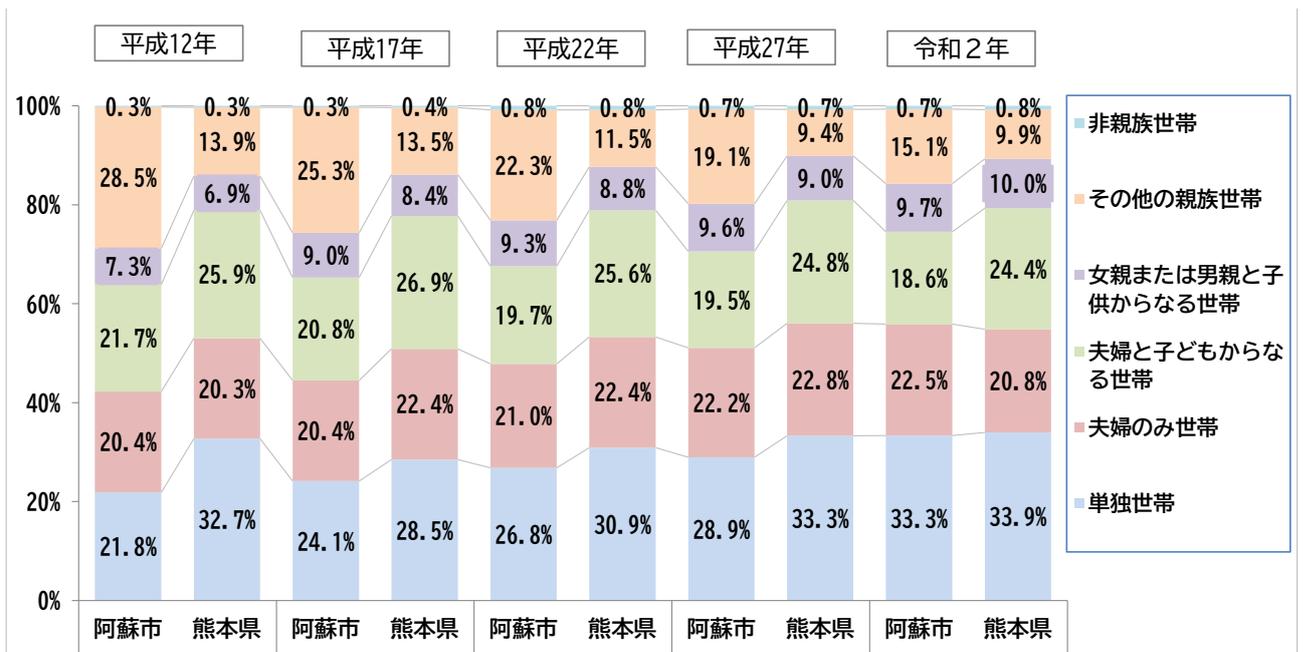
世帯数の推移をみると、ほぼ横ばいに推移しており、令和5年では11,553世帯となっています。1世帯当たりの人員については、減少傾向にあり、令和5年では2.14人となっています。



資料：住民基本台帳

② 世帯構成の推移

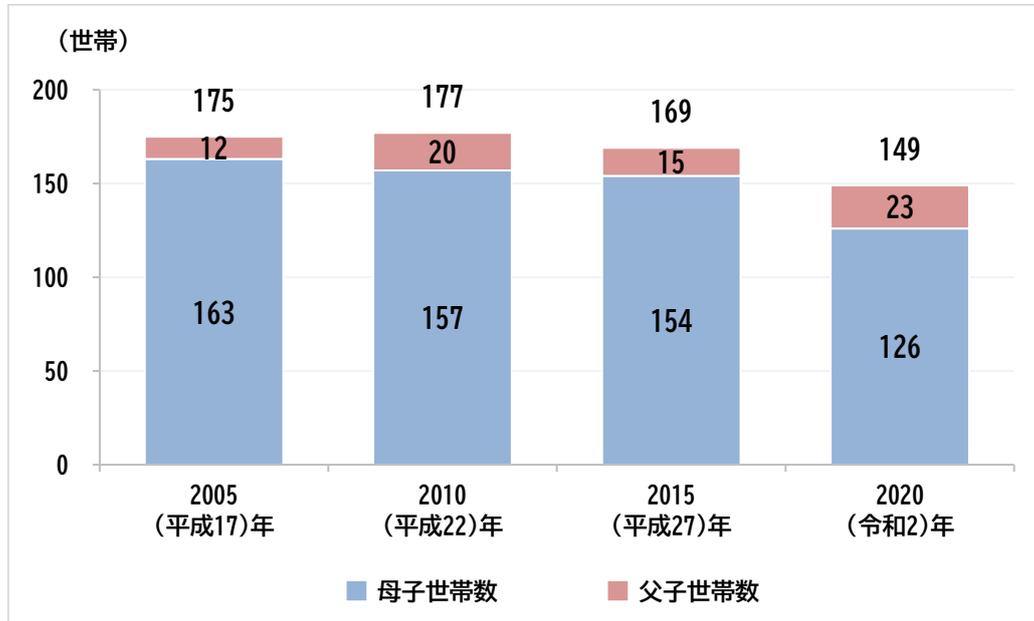
世帯構成の推移をみると、「単身世帯」「夫婦のみ世帯」は増加傾向となり、「夫婦と子どもからなる世帯」「その他の親族世帯」は減少傾向となっています。



資料：国勢調査

③ ひとり親世帯の推移

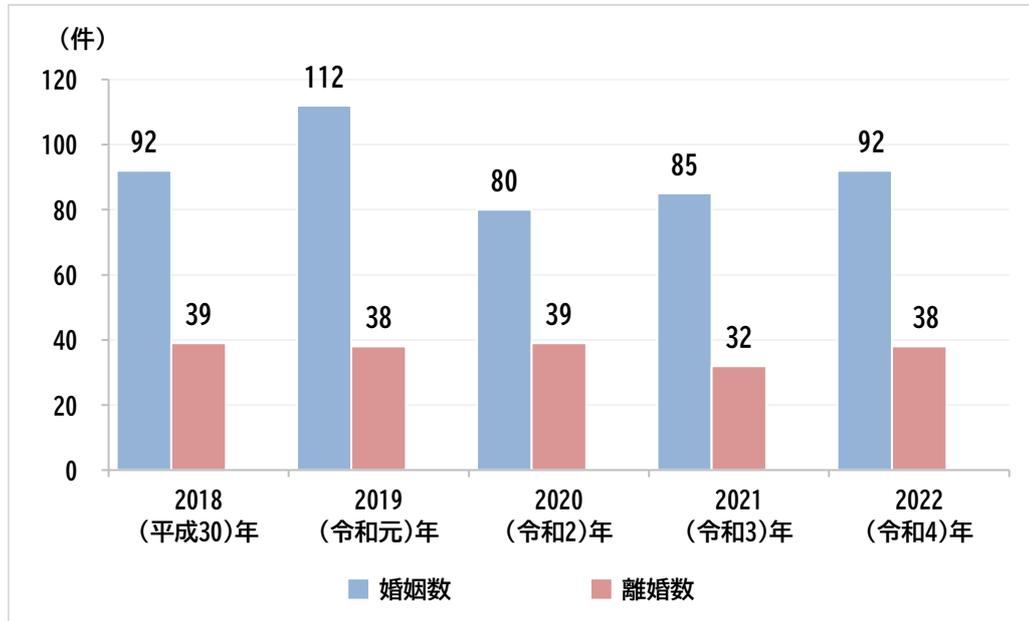
ひとり親世帯の推移をみると、平成27年以降は減少しており、令和2年では母子世帯が126世帯、父子世帯が23世帯となっています。



資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚件数の推移

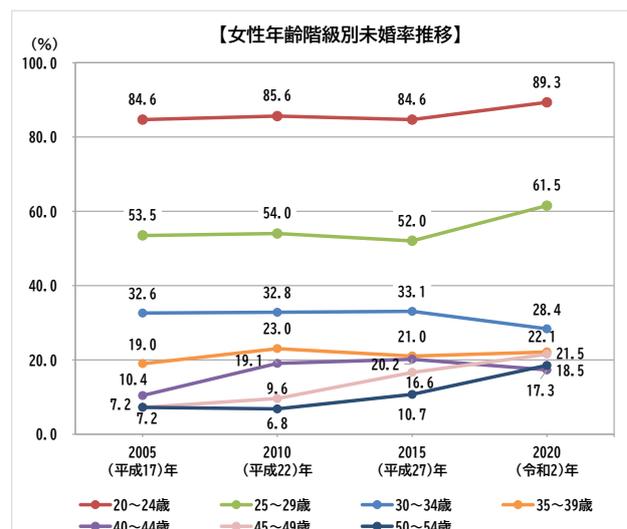
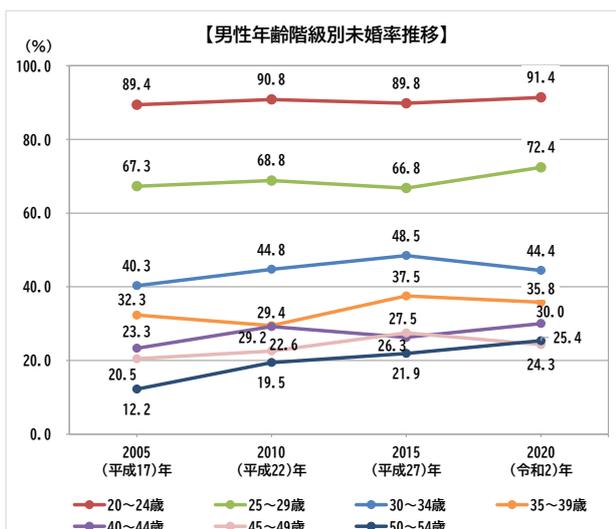
婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和元年に増加したもののほぼ横ばいで推移し、離婚件数もほぼ横ばいで推移しています。



資料：熊本県衛生統計年報

(4) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、令和2年度では男性、女性ともに20歳代の未婚率が上昇しています。

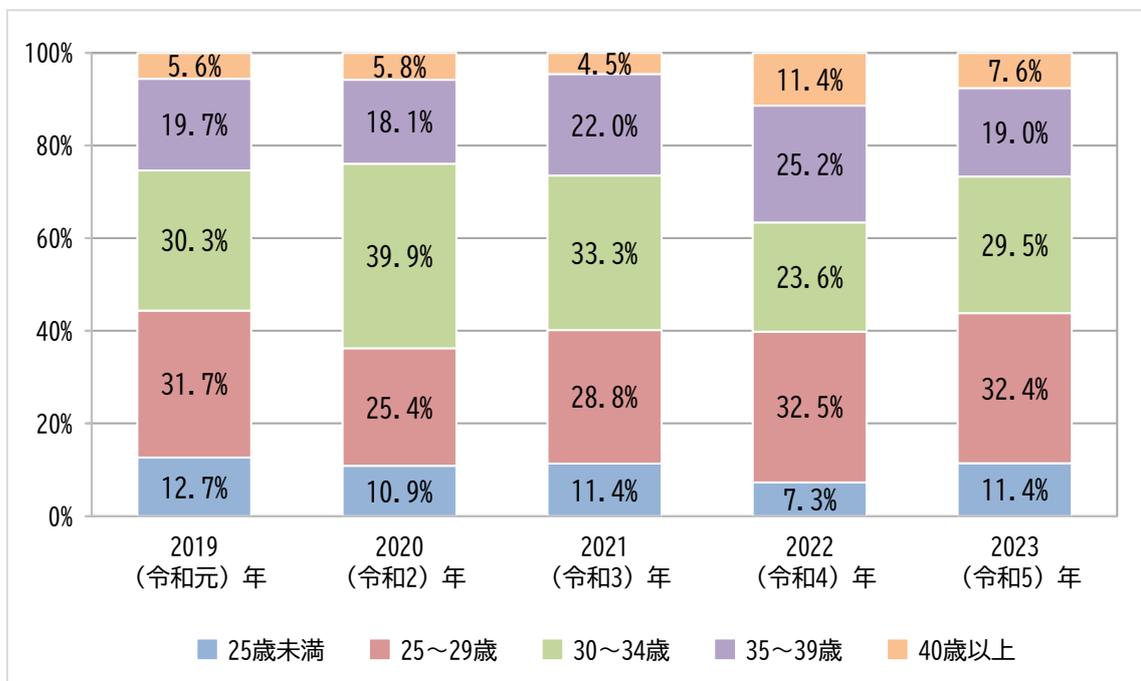
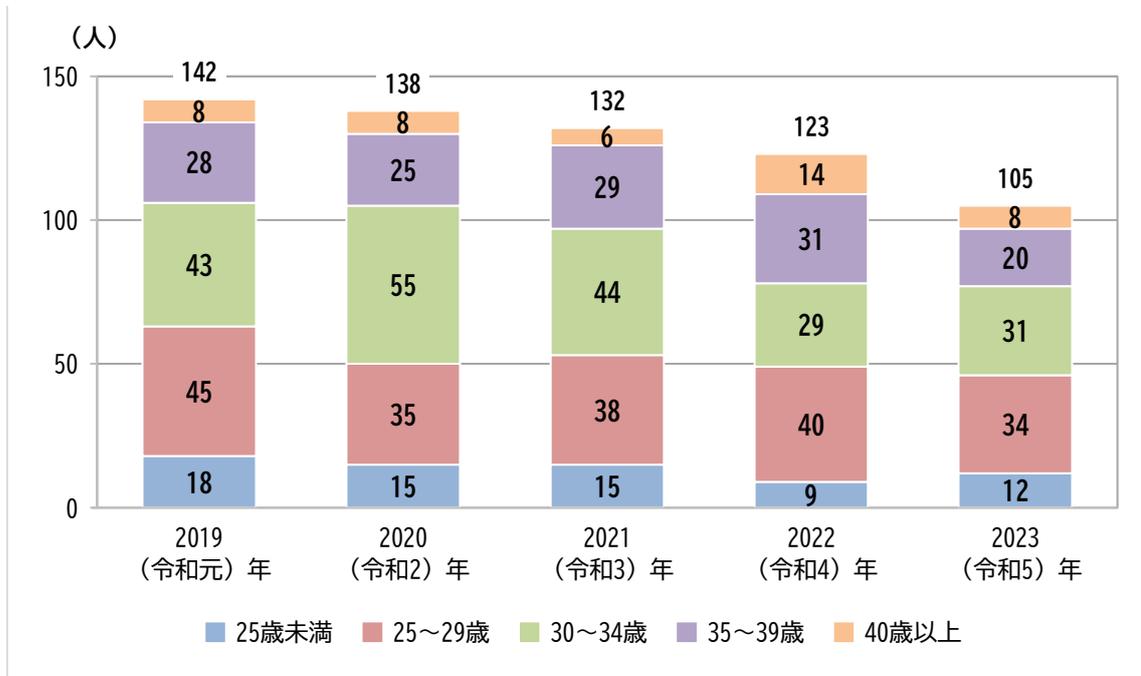


資料：人口動態調査

(5) 母親の年齢別出生数の推移

出生数の推移をみると、年々減少しており令和5年では105人となっています。

また、母親の年齢別をみると、年によって多少の変化があるものの、出産の高齢化はあまりみられません。

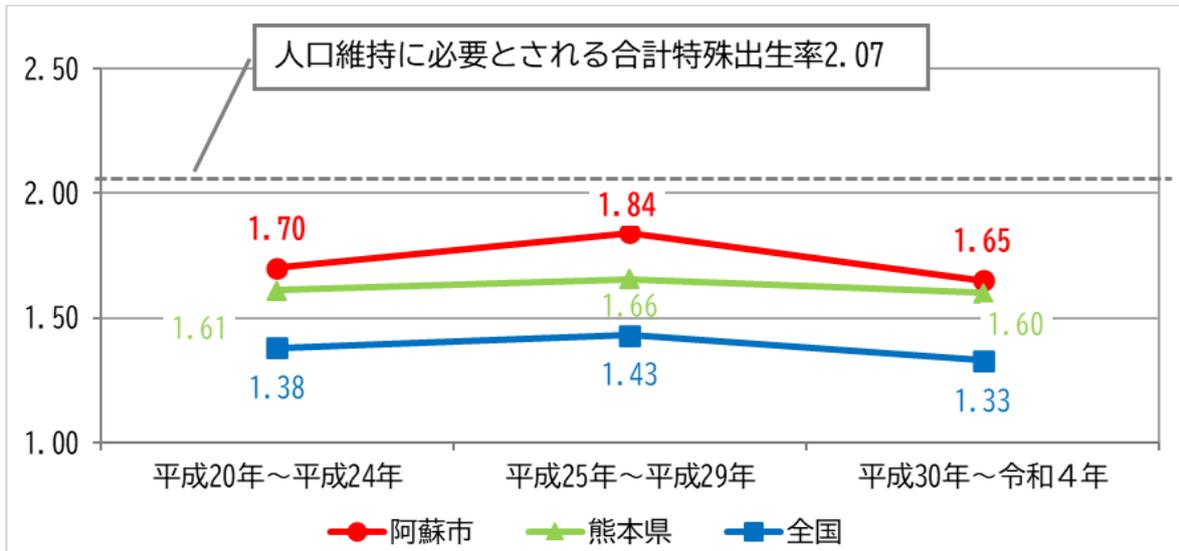


資料：熊本県人口動態調査

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみるとは、平成30年～令和4年では1.65となり、平成25年～平成29年の1.84より0.19ポイント低下しています。

また、全国及び熊本県平均よりも高くなっています。

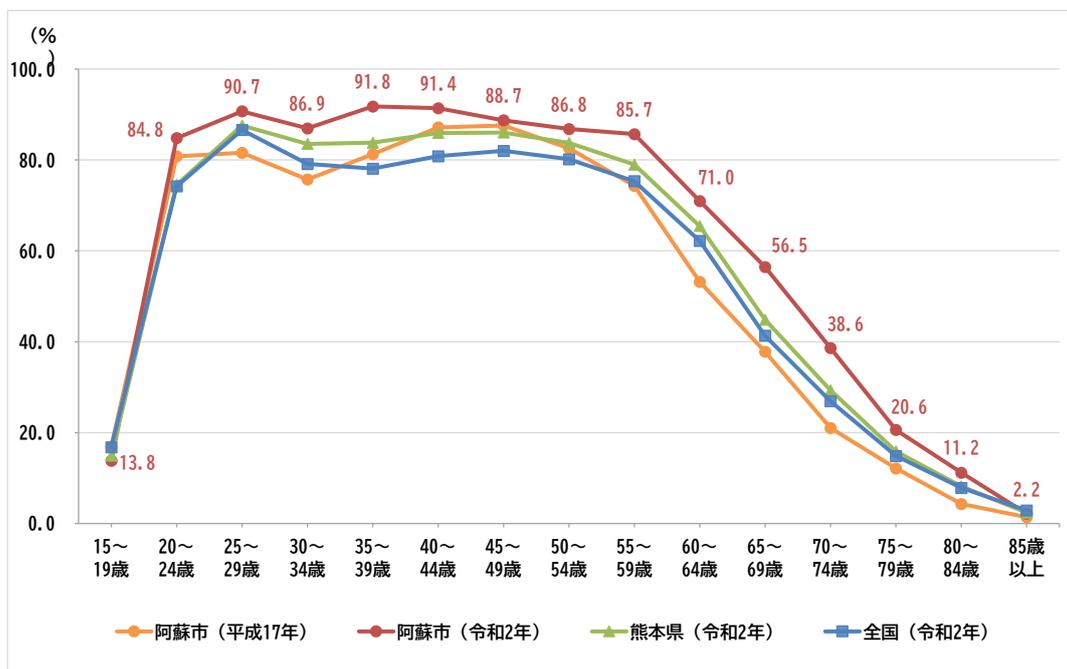


(7) 女性の就労状況

令和2年と15年前の平成17年の女性の労働力率を比較すると、全ての年齢層で高くなっています。また、30～34歳で若干下がる傾向は続いています。

全国・熊本県平均と比較しても、全ての年齢層で高くなっています。

■女性の就労状況（経年比較）



資料：国勢調査

(8) 経済的支援の状況

① 生活保護世帯数と人員の推移

生活保護世帯数と人員の推移をみると、年々減少しており令和5年度では128世帯と令和4年度の139世帯より11世帯減少しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数(世帯)	153	140	138	139	128
人員(人)	170	163	160	157	143

資料：阿蘇市統計資料（令和6年発行版）

② 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給数の推移をみると、令和3年度まで230人前後となっていました。令和5年度では180人となり、令和4年度の211人より31人減少しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数(人)	221	232	225	211	180

資料：福祉課調べ（各年3月31日現在）

2. 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

①認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（年齢別）

令和2年からの認可保育所・認定こども園（保育認定）の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。概ね年齢が高くなるにつれて入所率も高くなっていますが、近年は1・2歳児の入所率も高まる傾向にあります。

■認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（年齢別）

区分		令和2年	令和3年	平成4年	令和5年	令和6年
0歳児	児童総数（人）	134	128	129	121	109
	入所児童数（人）	24	21	22	28	26
	入所率（％）	20	16	17	23	24
1歳児	児童総数（人）	173	133	138	134	124
	入所児童数（人）	133	107	115	108	102
	入所率（％）	77	80	83	81	82
2歳児	児童総数（人）	180	180	129	137	126
	入所児童数（人）	158	158	113	123	114
	入所率（％）	88	88	88	90	90
3歳児	児童総数（人）	200	183	183	133	138
	入所児童数（人）	180	162	175	121	128
	入所率（％）	90	89	96	91	93
4歳児	児童総数（人）	186	197	180	180	141
	入所児童数（人）	170	180	167	174	134
	入所率（％）	91	91	93	97	95
5歳児 以上	児童総数（人）	215	183	196	177	178
	入所児童数（人）	199	168	181	163	172
	入所率（％）	93	92	92	92	97
合計	児童総数（人）	1,080	1,004	955	882	816
	入所児童数（人）	864	796	773	717	676
	入所率（％）	80	79	81	81	83

※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳、保育所入所児童数調

②認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（施設別）

令和6年4月1日現在、市内には公立認可保育所4施設、私立認可保育所6施設、私立認定こども園4施設の計14施設があり、総定員810人となっています。定員に対する入所率は保育所によってばらつきがあります。下記の表は年度当初（4月1日時点）の入所状況となりますが、年度末時点では定員を超えた受け入れを行っている施設もあります。

■認可保育所・認定こども園（保育認定）入所状況の推移（施設別）

（単位：人）

保育所名	区分	定員	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
坂梨保育園	公	55	44	35	36	33	34
乙姫保育園	公	35	35	38	34	32	25
山田保育園	公	45	36	38	29	26	26
波野保育園	公	40	25	20	19	16	16
りんどう保育園	私	80	82	72	72	72	79
古城保育園	私	40	43	43	42	43	35
熊本YMCA 尾ヶ石保育園	私	30	40	31	35	29	18
熊本YMCA 赤水保育園	私	60	57	48	52	52	48
熊本YMCA 永草保育園	私	30	25	28	30	30	31
内牧保育園	私	110	112	109	105	109	101
熊本YMCA 黒川保育園	私	80	94	85	86	75	64
宮地保育園	私	100	122	116	108	99	98
阿蘇中央幼稚園	私	85	116	105	94	92	89
フェリーチェ・ キッズ・ガーデン	私	20	32	26	26	5	8
管外保育所	公	175	0	0	0	0	0
管外保育所	私	635	0	2	4	3	3
合計		810	863	796	772	716	675

※各年4月1日現在

※区分及び定員は令和6年4月1日現在

資料：福祉課

③特別保育等の実施状況

本市では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。
 現在、延長保育及び障がい児保育は全施設、一時預かり（一時保育）は10施設で実施となっています。

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延長保育	実施か所数	14	14	14	14	14
	利用児童数	417	329	291	335	343
障がい児保育	実施か所数	4	4	6	6	7
	利用児童数	9	5	6	7	8
一時預かり (一時保育)	実施か所数	14	14	14	14	14
	利用児童数	218	223	187	127	189

※実施か所数は各年度4月1日現在

資料：福祉課

(2) 幼児教育

①認定こども園（教育認定）入園状況の推移（施設別）

幼児期における教育の重要性から、幼児教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、一方で、近年の少子化と保育需要の増大により、園児数は減少傾向にあります。令和6年4月1日現在の就園児数は23人で、対定員比30.7%となっています。

■認定こども園（教育認定）入園状況の推移（施設別）

(単位：人)

幼稚園名	定員	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
古城保育園	10	7	3	2	7	6
フェリーチェ・キッズ・ガーデン	15	8	12	5	2	1
阿蘇中央幼稚園	45	36	31	30	26	14
熊本YMCA 黒川保育園	5	5	2	2	2	2
計	75	56	48	39	37	23

※各年4月1日現在

※定員は令和6年4月1日現在

資料：福祉課

②認定こども園（教育認定）入園状況の推移（年齢別）

令和2年からの幼稚園の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。

■認定こども園（教育認定）入園状況の推移（年齢別）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入園児童数(人)	3歳児	22	15	11	12	8
	4歳児	15	19	11	10	6
	5歳児	19	14	17	15	9
	計	56	48	39	37	23

※各年4月1日現在

※令和元年度は見込数を計上

資料：福祉課

(3) 放課後児童健全育成事業

両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちの放課後等における健全育成を目的とする放課後児童クラブについては、学校・家庭・地域の協力の下に、条件の整ったところから順次設置しており、最近の年間平均登録児童数の推移は以下のとおりです。

現在5つの放課後児童クラブが設置されており、令和6年度の年間平均登録児童数の見込量は計261人となっています。

■放課後児童クラブ年間平均登録児童数の推移

(単位：人)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一の宮まどか学童クラブ	92	93	93	96	90
へきすい元気っ子クラブ	37	42	43	49	32
阿蘇西アイガモ学童クラブ	51	49	55	37	51
うちのまきスマイルキッズクラブ	47	46	57	60	71
波野ハッピークラブ	12	15	19	17	17
計	239	245	267	259	261

※令和6年度は見込み

資料：福祉課

(4) 放課後子供教室

■放課後子供教室年間平均登録児童数の推移

(単位：人)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一の宮小学校	55	68	40	47	60
阿蘇小学校	33	42	47	56	54
阿蘇西小学校	14	24	19	14	23
内牧小学校	19	25	26	24	50
波野小学校	18	13	12	14	14
計	139	172	144	155	201

※各年5月1日現在

※令和6年度は見込数を計上

資料：教育課

(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

■子育て支援センター利用者数の推移

(単位：人日)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
すくすく広場 (一の宮子育て支援センター)	113	82	303	128	120
ぴよぴよ広場 (阿蘇市子育て支援センター)	342	494	410	455	460
のんびり広場 (波野保育園)	0	8	4	3	3
さぼさぼ広場 (古城保育園)	14	24	27	35	30
ワイワイ広場 (熊本YMCA黒川保育園)	5	16	0	1	1
フェリーチェ広場 (フェリーチェ・キッズ・ガーデン内)	0	2	0	0	0
ポップ広場 (阿蘇中央幼稚園)	0	1	6	0	1
計	474	627	750	622	615

※1月あたりの平均延べ利用数

※令和6年は見込数を計上

資料：福祉課

(6) 母子保健事業

妊娠届の状況

本市では、すべての子どもが健やかに育つために、保護者が子どもの成長発達の原理を知り、成長発達を支えることができるよう支援を行っています。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の為に、保健師、管理栄養士、臨床心理士が保健活動、相談支援を行っています。

①少子化対策

令和元年度から不妊(不育)症治療費助成を開始しています。令和4年度以降、不妊治療が保険適用になりましたが、保険適用分について費用助成事業を継続し、妊娠を望む夫婦の経済的負担軽減を図っています。

■不妊治療費用助成額の実績(延べ件数)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般不妊治療	3	21	4	1	6
特定・生殖補助医療	10	18	7	7	15
男性不妊症	0	0	0	0	1
不育症	0	1	1	0	0
合計	13	40	12	8	22

資料：健康増進課

②妊娠期の状況

妊娠届出数は年々減少傾向にあり、令和5年度は111件(転入者除く)です。妊娠届出の適正な時期とされている11週までの届出割合は90%以上を推移しており、20週以降の届出は令和5年度で1.8%となっています。

■妊娠届出の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数(人)	158	142	134	128	111
満11週以内の届出率(%)	93.0	94.4	91.8	97.7	95.5
満20週以降の届出率(%)	2.5	1.4	0.0	0.0	1.8
分娩後の届出率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：健康増進課

妊娠届出時の妊婦の年齢をみると、19歳以下の若年妊婦の割合が1~2%で推移しており、35歳以上の妊婦の割合は令和5年度で全体の30%を超えています。

■妊娠届出時年齢の割合(%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
19歳以下	1.76	1.32	0.68	1.57	1.70
35歳以上	19.3	27.6	24.2	23.4	32.2

資料：健康増進課

妊娠前の体格（やせ・肥満）、喫煙や欠食等の生活習慣は、胎児の成長の影響を及ぼすため、これらの要件を重ねて持つ妊婦は妊娠経過や出産のリスクが高まります。若年妊娠および高齢妊娠では合併症（妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病等）、早産、低出生体重児のリスクがさらに高まる可能性があります。

妊娠初期に、これから迎える妊娠・出産までの経過をイメージできることに加え、妊婦自身が自分の持っているリスクを理解し、妊婦健康診査を適切な時期に受診することや、胎児の成長を優先した妊娠中の過ごし方に気を付けることが必要です。

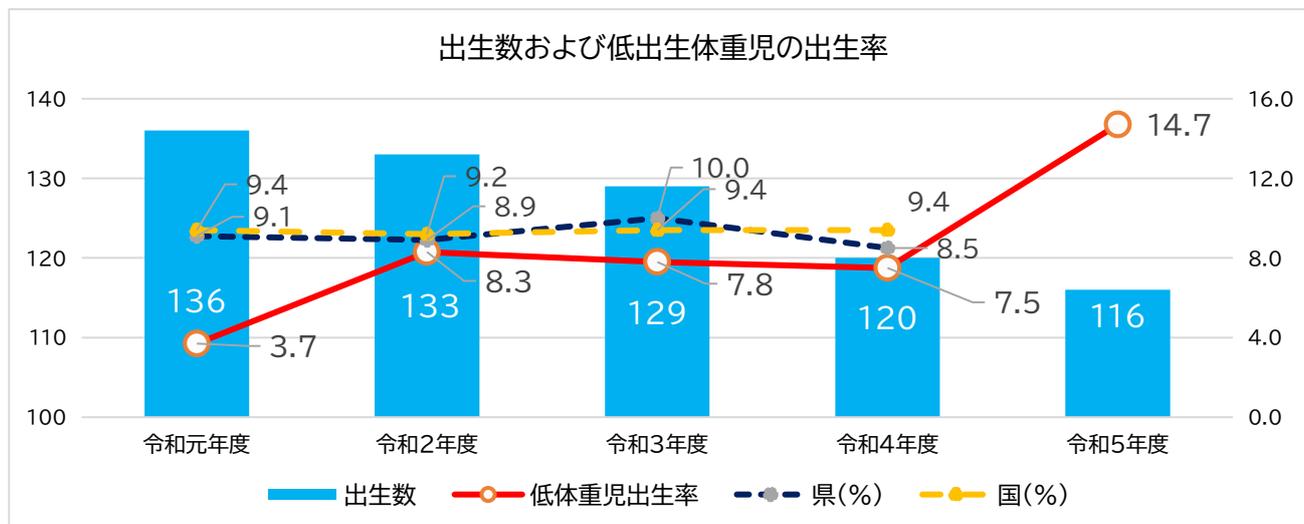
■妊婦の状況（%）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
やせ（BMI18以下）	14.6	11.2	11.1	10.9	5.1
肥満（BMI25以上）	13.5	13.8	16.3	10.9	20.3
喫煙あり	1.2	0.7	1.5	1.6	2.5
欠食あり	14.0	11.2	14.1	12.5	14.4

資料：健康増進課

③低出生体重児の出生の状況

出生数は減少傾向にあり、令和5年度の出生数が116人です。また、低出生体重児（2,500g未満）数は令和4年度7.5%（全国9.4%、熊本県8.5%）でしたが、令和5年度は14.7%（17人）と増加しています。



資料：健康増進課

令和5年度の低出生体重児の状況を見ると、37週未満の早産児が35.3%、37週以降の正期産児が64.7%です。

■在胎週数と体重の関係（令和5年度）

	～999	1000～1499	1500～1999	2000～2499	人数(率)
満28週未満	1				1(5.9%)
満28週～31週		1	2		3(17.6%)
満32週～36週				2	2(11.7%)
満37週～41週			1	10	11(64.7%)
人数(率)	1(5.9%)	1(5.9%)	3(17.6%)	12(70.9%)	17

資料：健康増進課

令和5年度の低出生体重児のケースをみると、喫煙、妊娠時の体重増加不良、早産、35歳以上の出産が要因として考えられます。妊娠中の生活習慣で防ぐことができる要因に関しては、妊婦自身がリスクを理解し、リスクを減らすことができることが大切です。

低出生体重児(17件)のうち	延べ人数	率
母の年齢(35歳以上)	4	23.5%
母の年齢(20歳以下)	1	5.9%
母の体格(BMI 18.4以下)	0	0.0%
母の体格(BMI 25.0以上)	1	5.9%
妊娠高血圧症候群	3	17.6%
妊婦の喫煙 (妊娠が分かってやめたを含む)	1	5.9%
夫の喫煙	7	41.2%
夫の喫煙+分煙なし	3	17.6%
妊娠時の体重増加8kg未満	7	41.2%
早産	6	35.3%

資料：健康増進課

④乳幼児健康診査の状況

乳幼児健診の令和5年度の受診率は98%~100%です。健診未受診者には電話連絡または訪問による受診勧奨を行っています。未受診のまま、健診対象の月齢を過ぎた方においても、できるだけ早い受診を促し、成長発達を確認しています。

■乳幼児健康診査の受診率の推移

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3か月児健診	100	97.6	99.2	100	98.2
7か月児健診	100	99	100	98.3	99.2
1歳6か月児健診	98.8	99.4	99.3	99.2	100
3歳児健診	99.5	100	99.4	100	99.3

資料：健康増進課

健診で要観察・要精密となった場合は、受診勧奨や子育て相談日・保健師や臨床心理士との面談による継続支援を行い、その後の成長を促せるよう保護者と一緒に発育・発達の状況を確認し、支援しています。

■相談支援の状況

(単位：件)

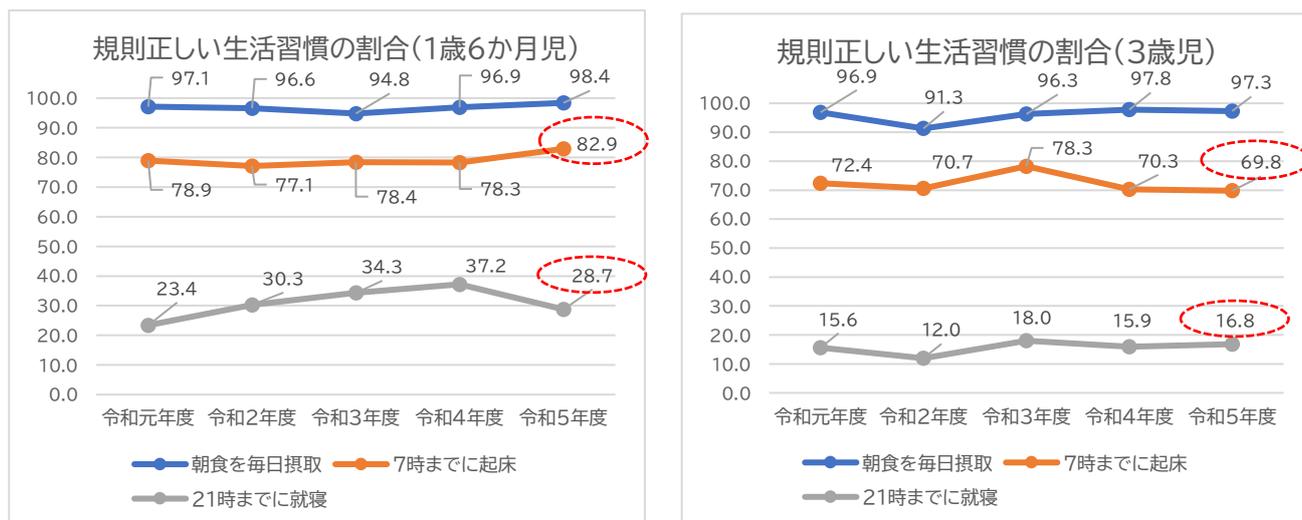
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て相談日(令和2年8月~)		63	117	109	95
保健師による継続支援	269	343	235	223	202
発達相談件数	169	225	177	154	115

資料：健康増進課

⑤幼児健診における生活習慣の状況

乳幼児期からの自律神経を整えるための規則正しい生活習慣の確立、脳・眼の発達を妨げない適切なメディアの使用、将来の生活習慣病予防を見据えた肥満予防は、こどもの成長発達のために大切で、生涯健康で過ごすための基盤となります。

幼児健診における生活リズムについて、「毎日朝食を摂取する」割合は、1歳6か月児健診・3歳児健診ともに9割以上の高い水準です。しかしながら、本市の「7時までに起床」と「21時までに就寝」の割合については、3歳児健診では1歳6か月児健診と比べて共に遅くなる傾向がみられます。



資料：健康増進課

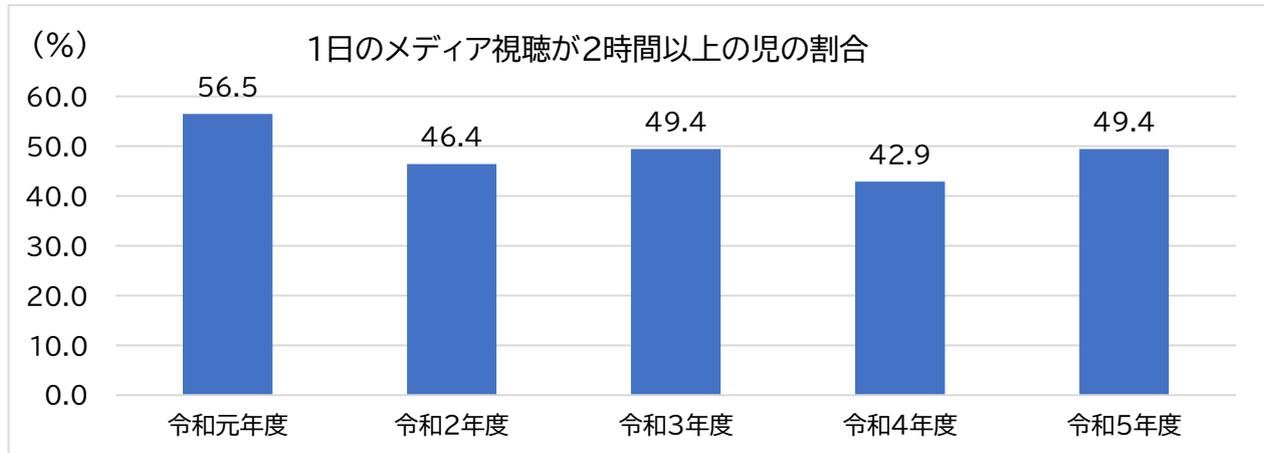
令和4年度の生活習慣の状況を熊本県と比較すると、望ましい生活習慣が送れている割合が高いですが、「夕食を20時以降に食べる」「22時以降に就寝」する児が、規則正しい生活を送れるよう、これらの生活習慣の重要性を保護者が理解し、子どもの成長を優先した生活習慣の改善に取り組むことができるよう支援する必要があります。

■生活習慣の状況の比較（令和4年度） (％)

区分		朝食を毎日摂取	夕食を20時以降に食べる	21時までに就寝	21時～22時までに就寝	22時以降に就寝
1歳6か月児健診	阿蘇市	96.9	0.0	37.2	62.0	0.8
	熊本県	96.7	1.9	26.6	60.5	12.1
3歳児健診	阿蘇市	97.8	1.6	15.9	73.1	11.0
	熊本県	94.1	5.7	13.4	61.7	23.5

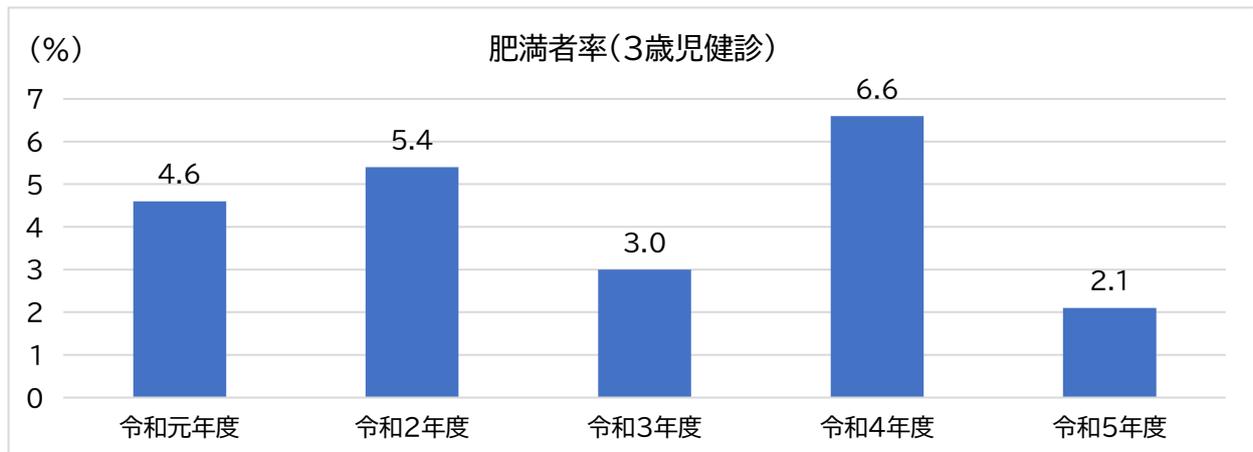
(資料：健やか親子21アンケートより)

3歳児健診時の「メディア視聴時間が2時間以上の児」の割合は、50%前後で推移しています。生活全般においてデジタル化が進み、子育てのひとつのツールとしてテレビやスマートフォン等の利用が増加しています。メディアが子どもの脳や眼、発達に与える影響を知り、どのように付き合っていくのか、適切な使用を考えることが必要です。



資料：健康増進課

3歳児健診時の「肥満者率（肥満度 15%以上の割合）」は年度により差異がありますが、2～6%で推移しています。3歳児以降の肥満は大人の肥満につながり、将来の生活習慣病につながるため、この時期から生活習慣病予防に取り組む必要があります。



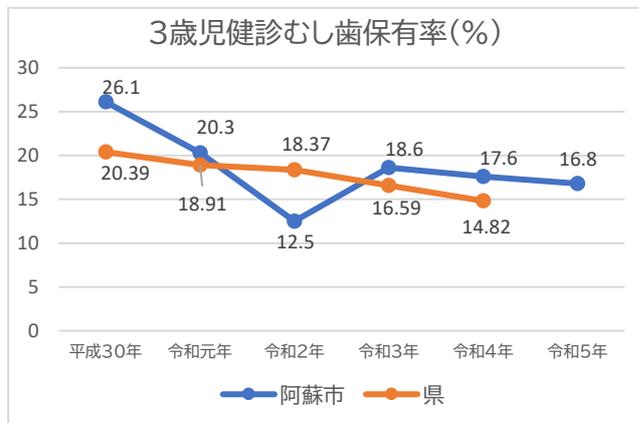
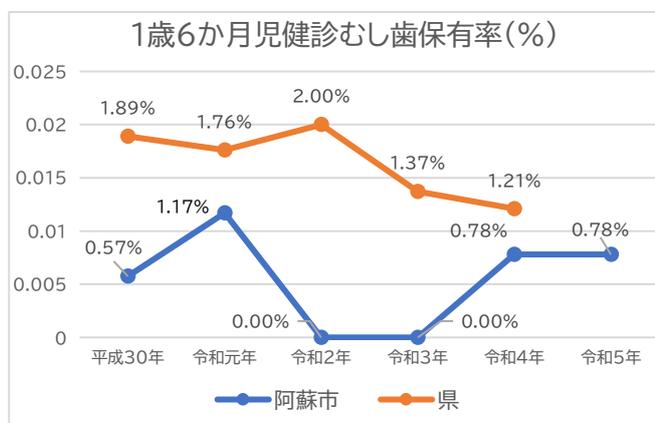
資料：健康増進課

⑥歯科保健

むし歯の原因には、「歯の質」「むし歯菌」「糖質」「歯を磨くまでの時間」の4つの要素があります。それぞれの原因を取り除くために、間食の時間を決め糖分を摂りすぎないこと、毎日の歯磨き、定期的なフッ化物応用が有効です。むし歯を持つ子は歯磨きやフッ化物応用だけではなく、生活習慣の見直しも必要となります。

1歳6か月児健診のむし歯の保有率は0.78%で熊本県の平均より低く、3歳児健診のむし歯保有率は16.8%で熊本県と同等であり、経年的に減少傾向です。また、1歳6か月児健診から3歳児健診までの間にむし歯が増える傾向にあるため、この間の生活習慣やフッ化物を応用したむし歯予防対策が重要です。

甘いものをよく摂取する児の割合は、1歳6か月児健診で30～40%ですが、3歳児健診では40～50%と増加しています。また、間食（おやつ）の時間を決めていない割合は20%前後です。



■甘いものをよく摂取する割合 (%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児健診	38.5	35.4	41.0	31.8	34.9
3歳児健診	52.1	41.3	47.2	42.3	47.2

■間食（おやつ）の時間を決めていない割合 (%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児健診	27.4	24.8	28.6	20.9	27.1

乳歯はしっかりと噛み成長を促すことだけでなく、発音や顎の発達、将来の歯並びにも影響します。

将来生え変わる永久歯の案内役ともなり、大切なものです。また、乳歯は永久歯に比べてむし歯になりやすいため、毎日の歯磨きや生活習慣の改善に加えて、フッ化物を応用したむし歯予防を行っています。

もうすぐ1歳健診時にフッ化物塗布カードを配布し、年少児までは3か月に1回の間隔で個別に医療機関でのフッ化物塗布を実施。保育園、幼稚園では希望者にフッ化物洗口を実施しています。

■フッ化物塗布券使用状況（3歳児健診） （%）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者（人）	181	156	171	135
使っている	28.7	30.1	25.1	27.4
年2～3回	14.9	19.2	17.0	14.8
使っていない	53.6	47.4	56.1	57.8
知らない	2.8	3.2	1.2	0.0

資料：健康増進課

3. アンケート調査結果からみる子どもと家庭を取り巻く状況

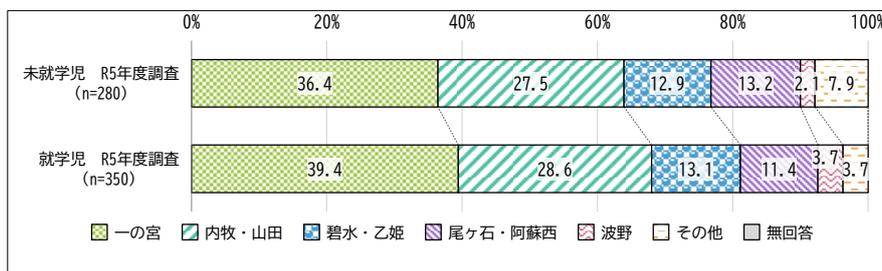
(1) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

①回答者の属性

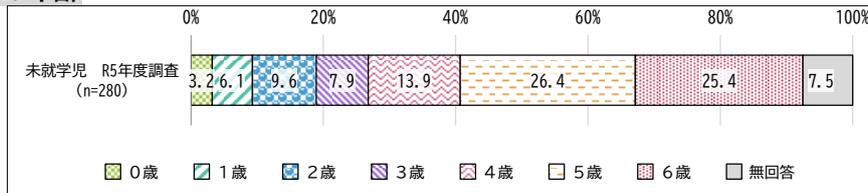
調査対象者は、0歳から6歳までの子育てを行っている保護者、小学1年生から小学6年生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親（未就学児87.9%、就学児87.1%）となります。

よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

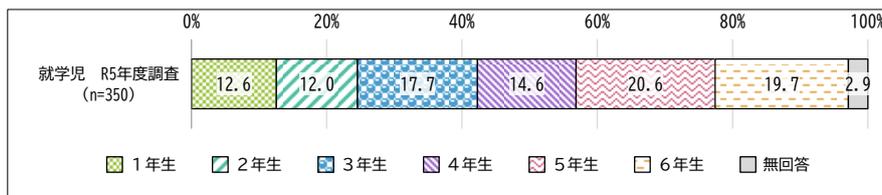
■お住いの地区



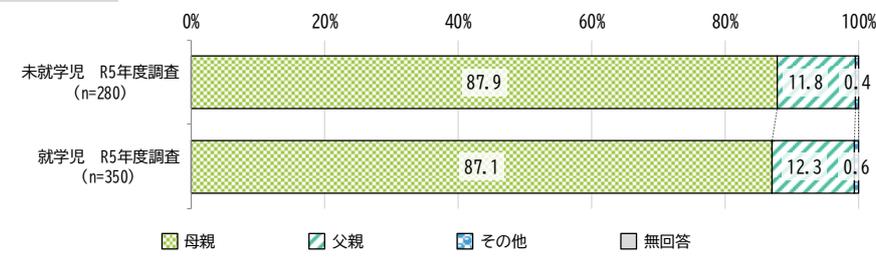
■未就学児の年齢



■就学児の学年



■回答者の配偶状況



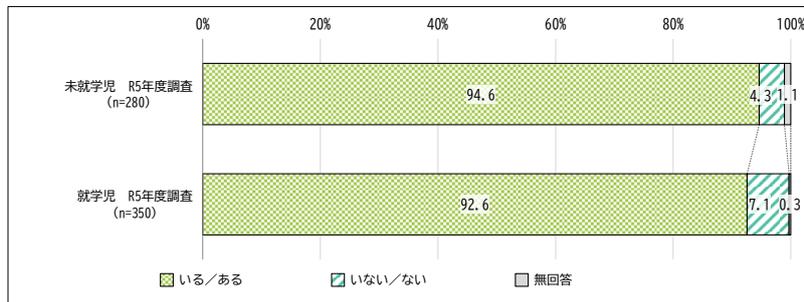
②子どもの育ちをめぐる環境について

■ 相談できる環境

子育てをする上で、気軽に相談できる相手・場所が「いる/ある」の割合は、未就学児94.6%、就学児92.6%となっています。一方、「いない/ない」とする回答は未就学児4.3%、就学児7.1%となっています。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

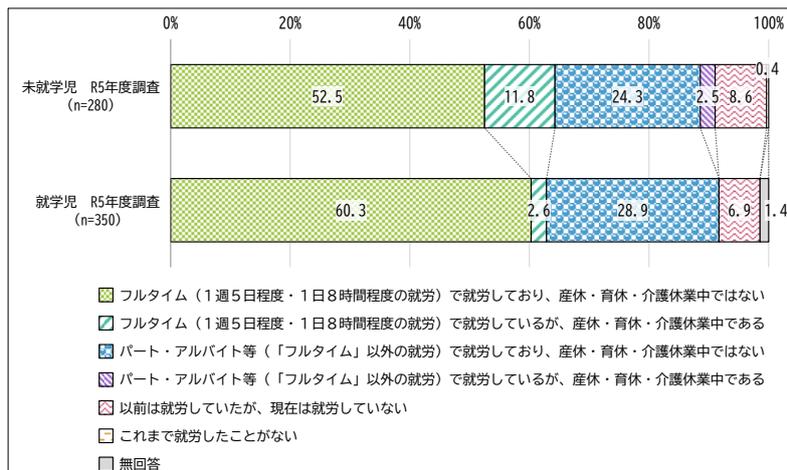
■ 気軽に相談できる人・場所の有無



■ 保護者の就労状況

母親の就労状況を見ると、『フルタイム就労』が未就学児64.3%、就学児62.9%、『フルタイム以外で就労』が未就学児26.8%、就学児35.8%、『就労していない』人が未就学児8.6%、就学児6.9%となっています。母親が、子どもの年齢に合わせて、時間制約の少ないパート就労をする様子が見え、母親の育児と仕事の両立を求めている状況が続いています。

■ 母親の就労状況

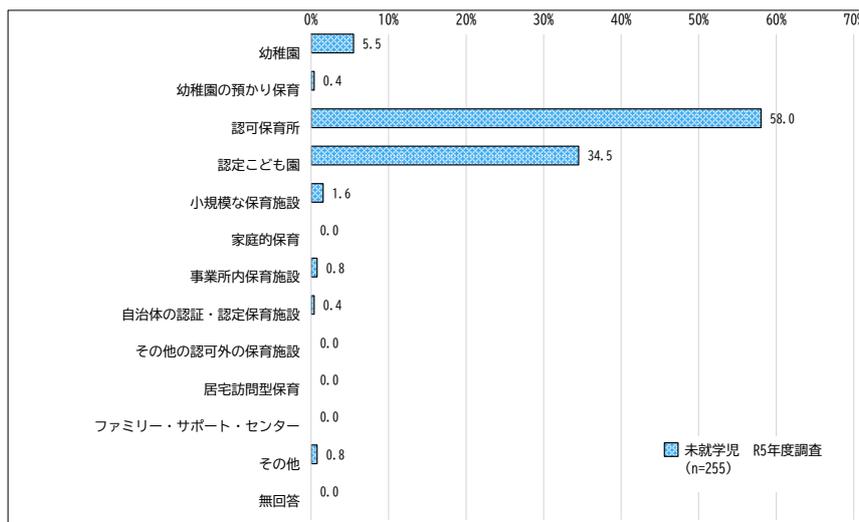


③子どもの教育・保育事業等について

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

阿蘇市の未就学児の保護者は、幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を9割以上利用しています。利用している施設は、「認可保育所」が58.0%、「認定こども園」が34.5%となり、合わせて92.5%となっています。認可保育所、認定こども園ともに、子どもへの教育・保育のメイン事業となっており、保護者の就労関係等に対応しやすいためと考えます。

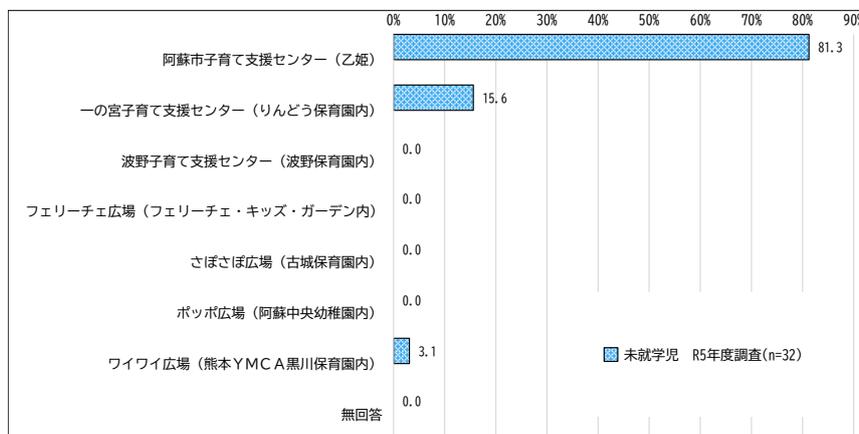
■ 定期的にご利用している事業の利用状況



■ 地域の子育て支援事業の利用状況

公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する子育て支援事業の利用状況については、阿蘇市子育て支援センター（乙姫）が81.3%、次いで「一の宮子育て支援センター（りんどう保育園内）」15.6%となっています。上記の2箇所以外の事業でも様々な取り組みが行われているので、子育ての身近な相談所として、ニーズに合わせた活用が必要です。

■ 現在の地域子育て支援拠点事業の施設利用状況

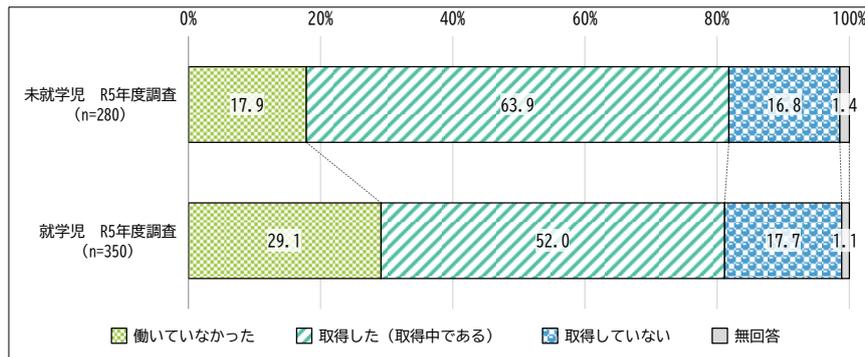


■ 育児休業など職場の両立支援制度について

保護者の働き方が多様化している中、育児休業等の支援制度は子どもの健やかな成長、保護者の心身の負担軽減のために大切なものです。

保護者の育児休業取得の状況を見ると、母親の育児休業取得は未就学児は63.9%、就学児は52.0%となっています。5割以上の母親が取得しており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透していることがわかります。

■ 母親の育児休業の取得状況



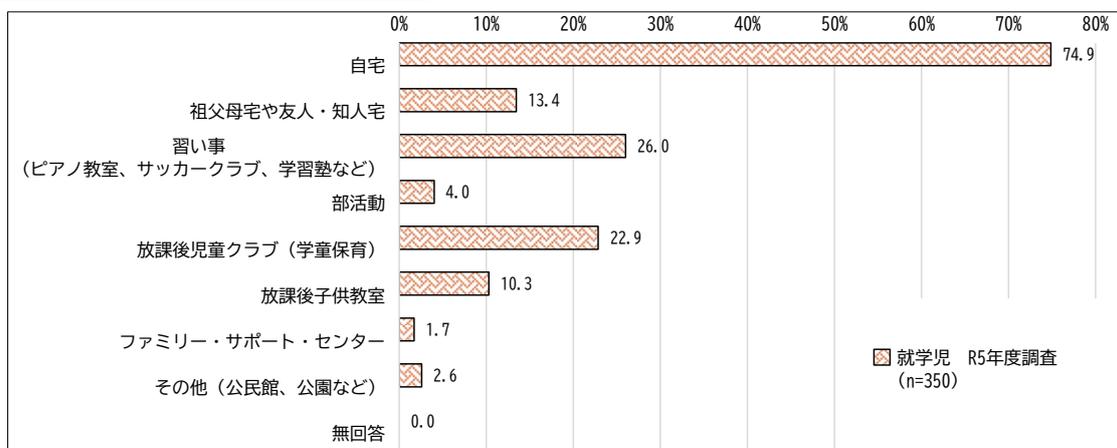
■ 放課後の過ごし方について

子どもが小学校に進級し、その放課後の過ごし方や場所を把握しておくことは、子どもの安否確認につながり、就労している保護者にとっても安心できることです。

就学児の放課後の過ごし方の現状については、「自宅」が74.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」26.0%となっています。

保護者の就業状況によっては、放課後児童クラブ（学童保育）のニーズは高いものだと思います。今後は、社会情勢による就業構造の変化に柔軟に対応できる放課後児童クラブの在り方も必要と思われます。

■ 就学児の放課後の過ごし方の現状

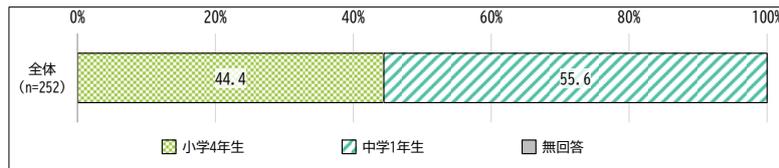


(2) 子どもの生活に関する実態調査

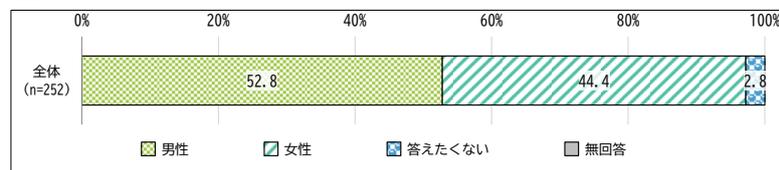
①回答者の属性

調査対象者は、小学4年生・中学1年生の児童生徒で、小学4年生44.4%、中学1年生55.6%となっています。また、保護者は父18.0%、母80.2%と8割以上が母親が回答しています。

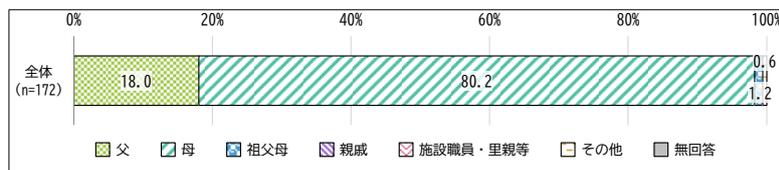
■児童生徒の回答者



■児童生徒の性別

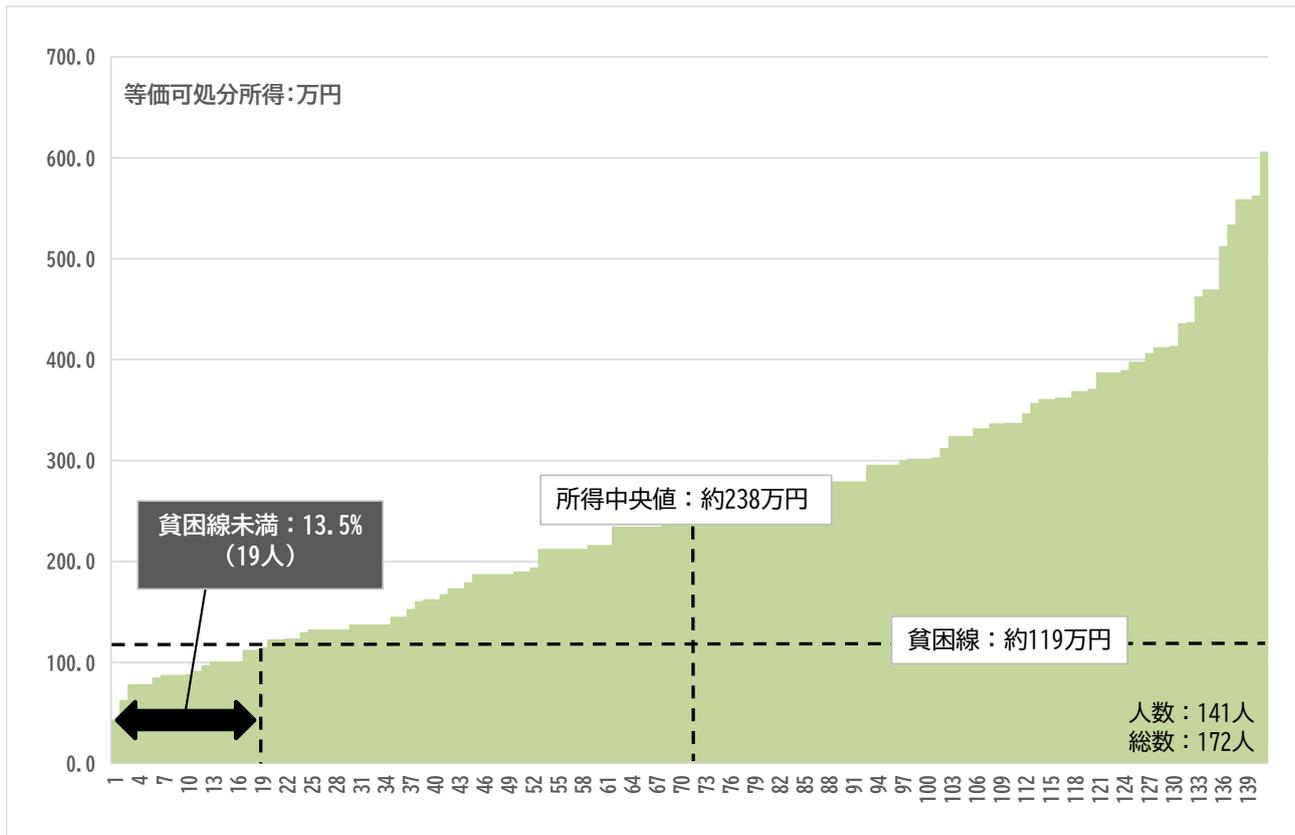


■保護者の回答者



②相対的貧困率の算定

<相対的貧困世帯の状況>



当該調査では、保護者向けアンケート結果により「相対的な貧困率」を判定し、貧困線を下回る層（13.5%）に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、集計・分析を行っています。

- 世帯人員数
- 前年の世帯収入合計額

算出の結果、本市のⅠ層に該当する世帯は、有効回答者数141件のうち19件となり、回答者全体に占める割合は13.5%となりました。

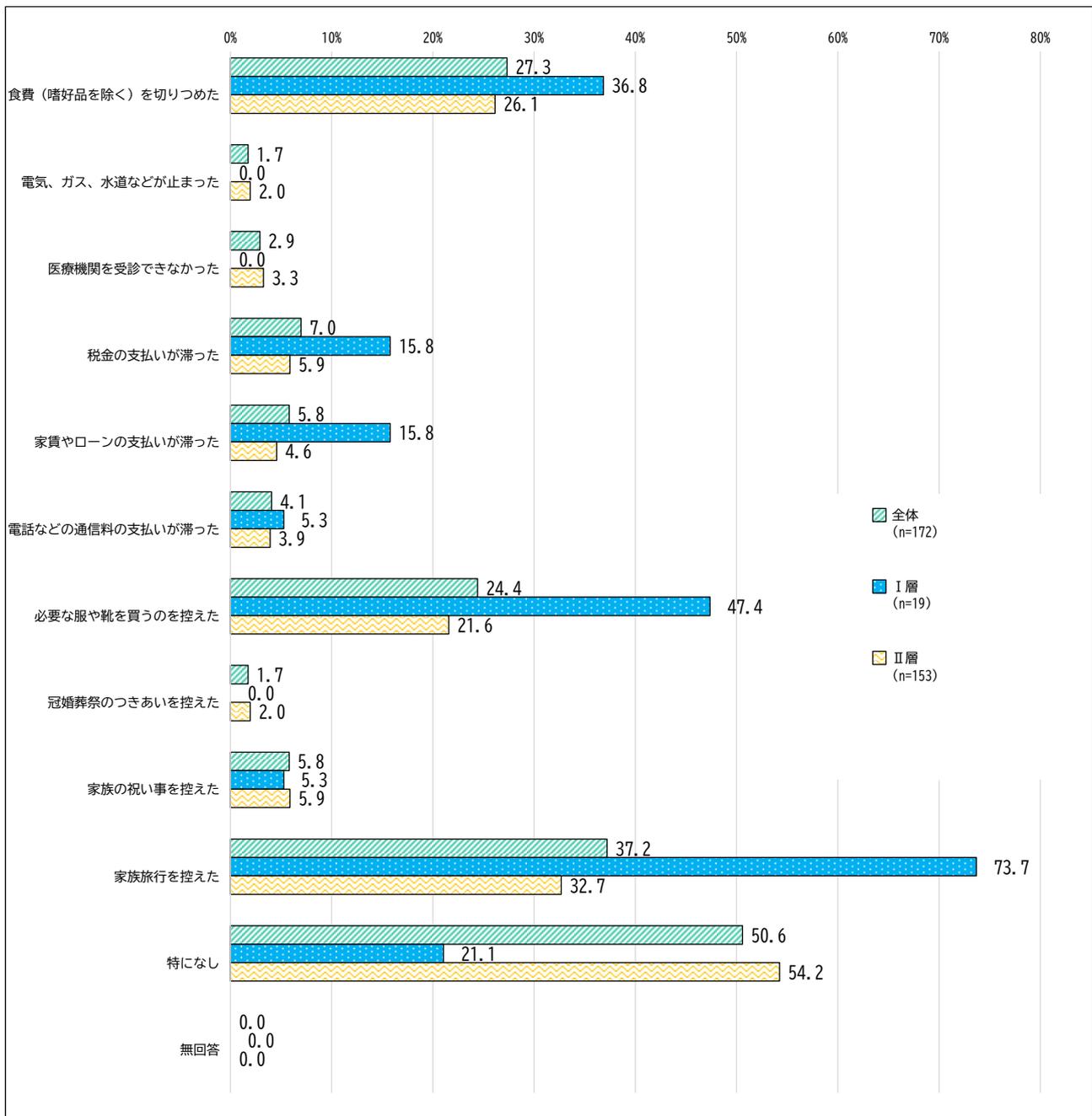
「ひとり親世帯」は有効回答者数141件のうち28件であり、全体の約19.8%となっています。そのうち25.0%がⅠ層と判定され、ひとり親世帯のおかれている経済的な状況が厳しいことがわかります。

なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

③経済状況について

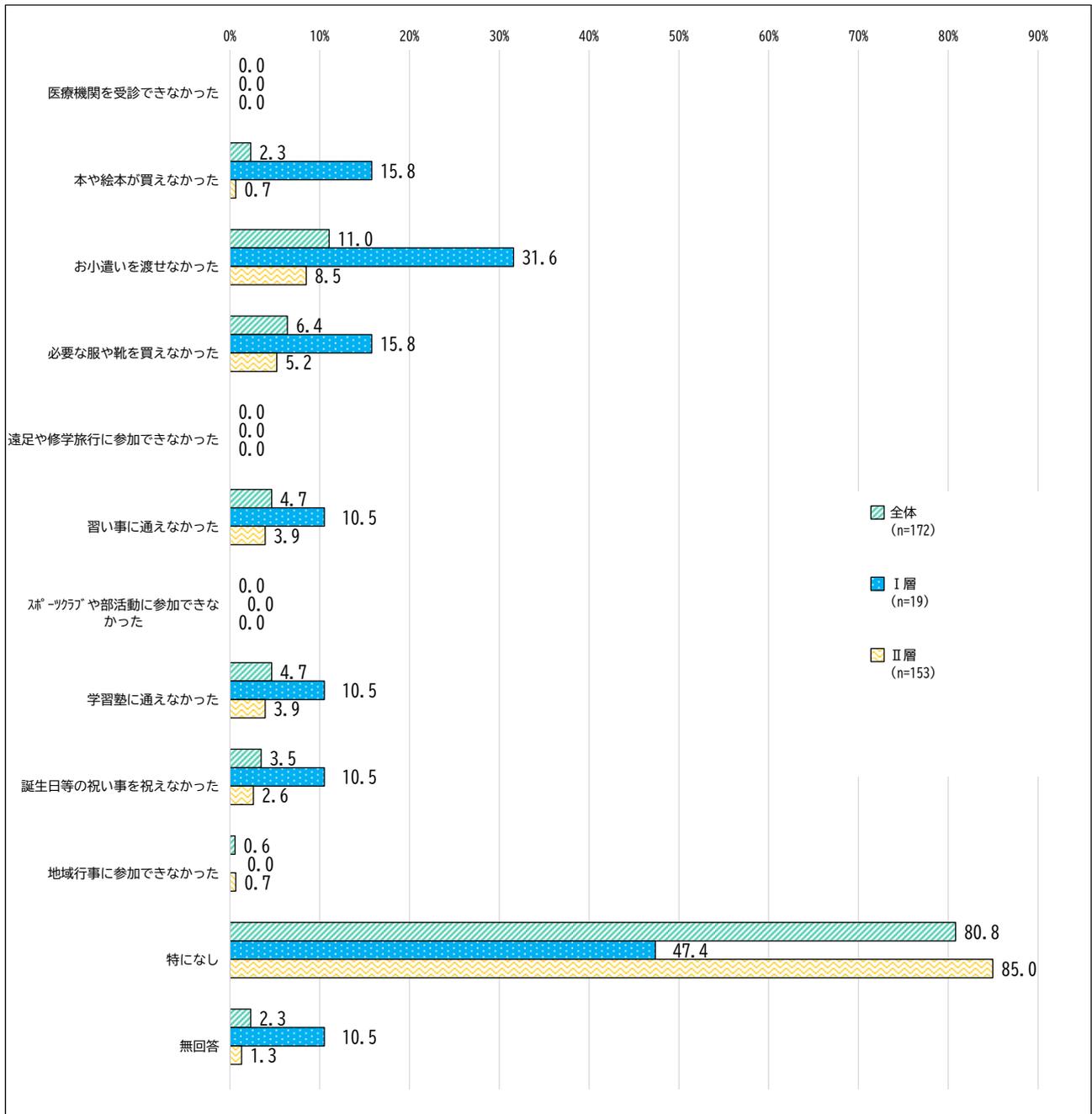
・経済的理由により経験したことについてI層とII層で比較すると、「税金の支払いが滞った」、「家賃やローンの支払いが滞った」、「必要な服や靴を買うのを控えた」、「家族旅行を控えた」の割合の差が大きくなっています。

■世帯での経済的理由による経験（保護者回答）



・子どもが希望したにもかかわらず、経済的理由により経験したこととして、「お小遣いを渡せなかった」(I層 31.6%:II層 8.5%)、「本や絵本が買えなかった」(I層 15.8%:II層 0.7%)、「必要な服や靴を買えなかった」(I層 15.8%:II層 5.2%)の割合が高くなっています。

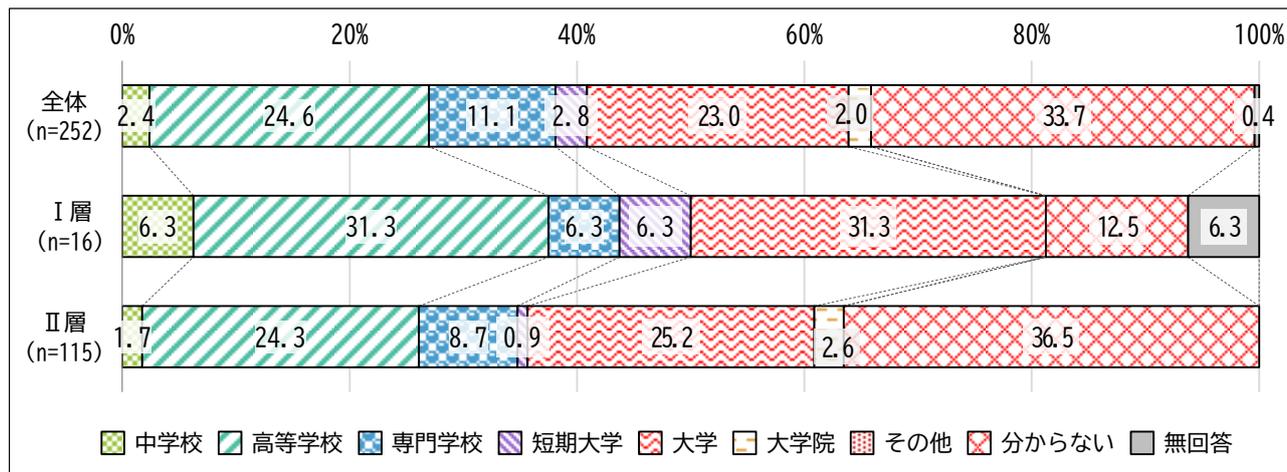
■経済的理由による子どもの希望に答えられなかった経験（保護者回答）



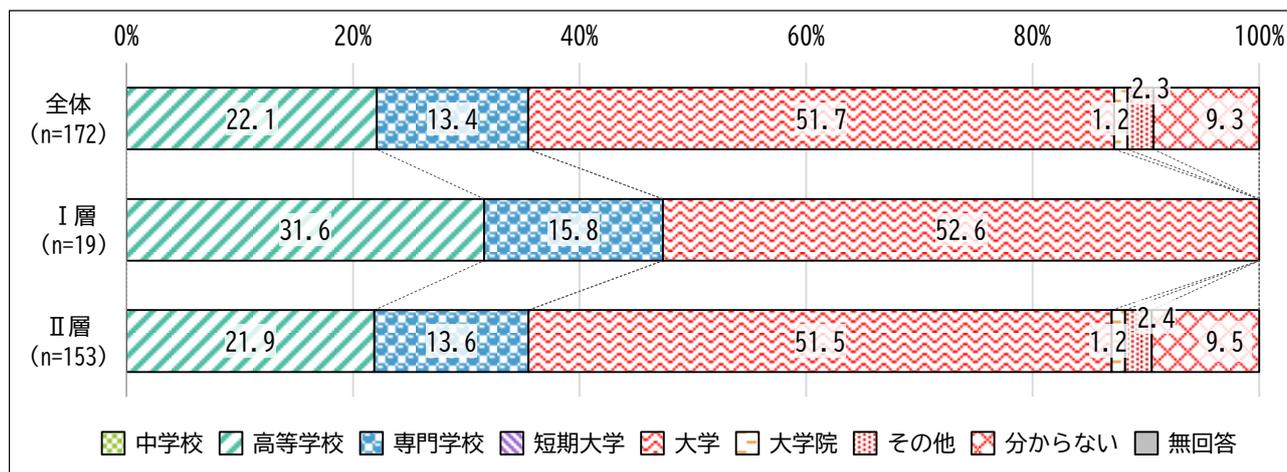
④子どもの教育環境について

- ・子どもの進学について保護者の考えは、「大学」までが51.7%と最も高くなっています。
- ・一方、子どもの進路希望については、「分からない」が33.7%と最も高くなっており、進学について迷っている様子が伺えます。

■どの学校まで進学したいか（子ども回答）

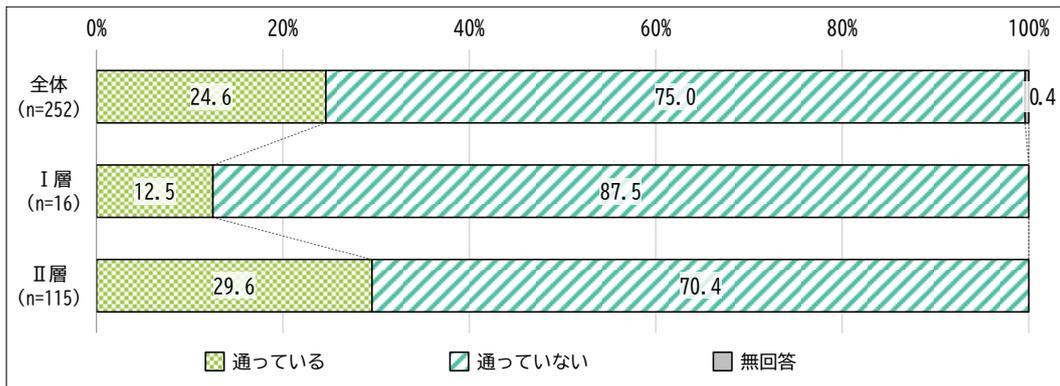


■子どもをどの学校まで進学させたいか（保護者回答）

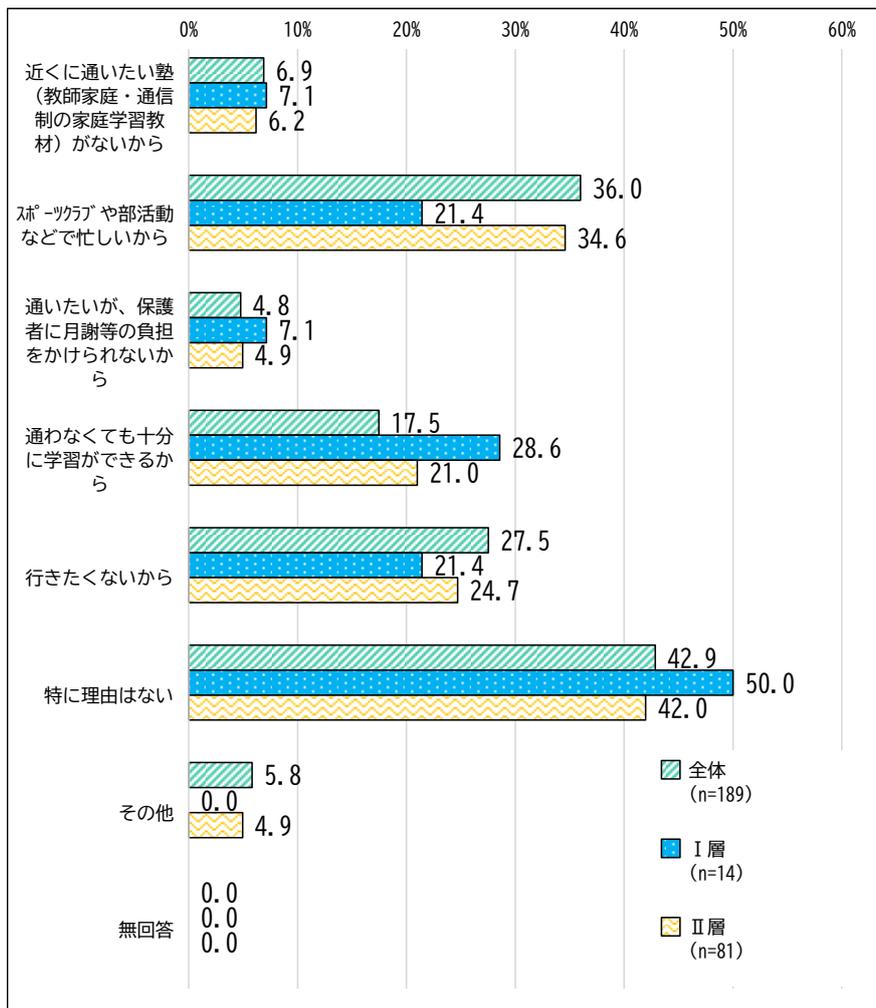


- ・学校以外での勉強として塾等（家庭教師、通信制の家庭学習教材）に「通っている」割合は全体で 24.6%となっています。I 層とII 層で比較すると、I 層の方が 17.1 ポイント低くなっています。
- ・「通っていない」理由としては「特に理由はない」がそれぞれの層で4割以上となっていますが、I 層で「通いたいが、保護者に月謝等の負担をかけられないから」が 7.1%となりII 層の子どもより高くなっています。

■塾等での勉強（子ども回答）



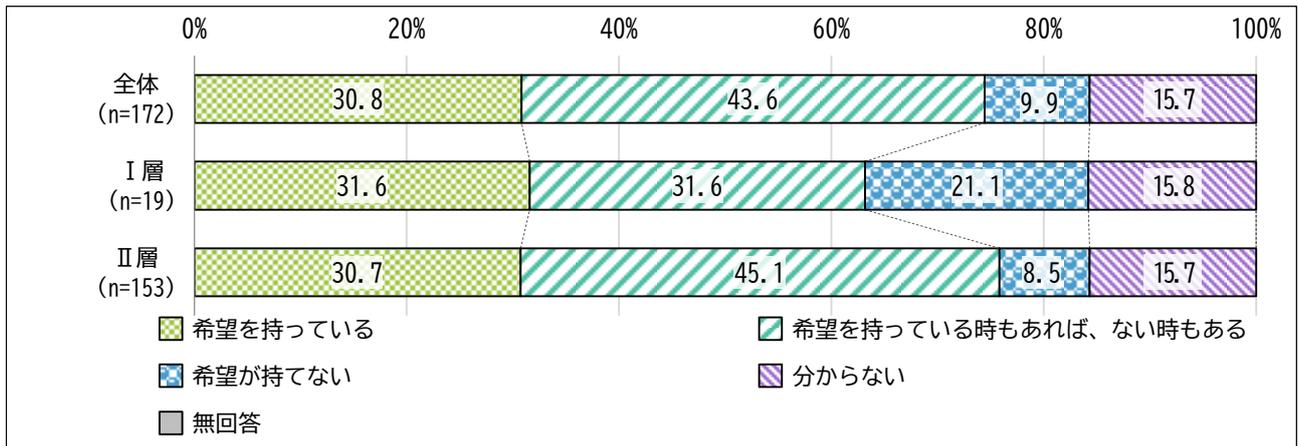
■塾等に通っていない理由（子ども回答）



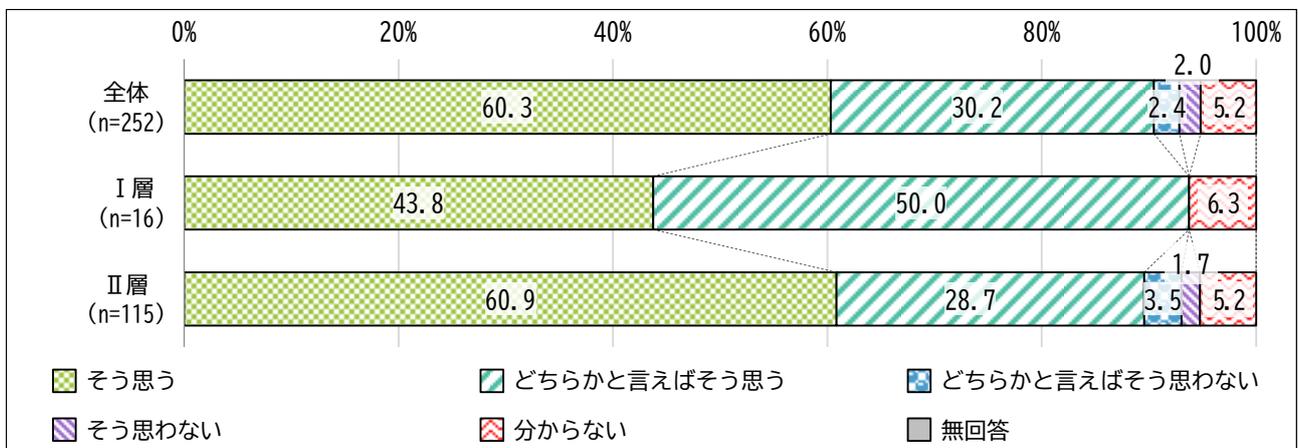
⑤社会環境について

- ・ I 層の保護者において、将来に前向きな「希望が持てない」割合が高くなっています。
- ・ I 層の子どもにおいて、将来のために勉強等を頑張りたいと思う割合が低くなっています。

■自分の将来に対して前向きな希望を持っているか（保護者回答）

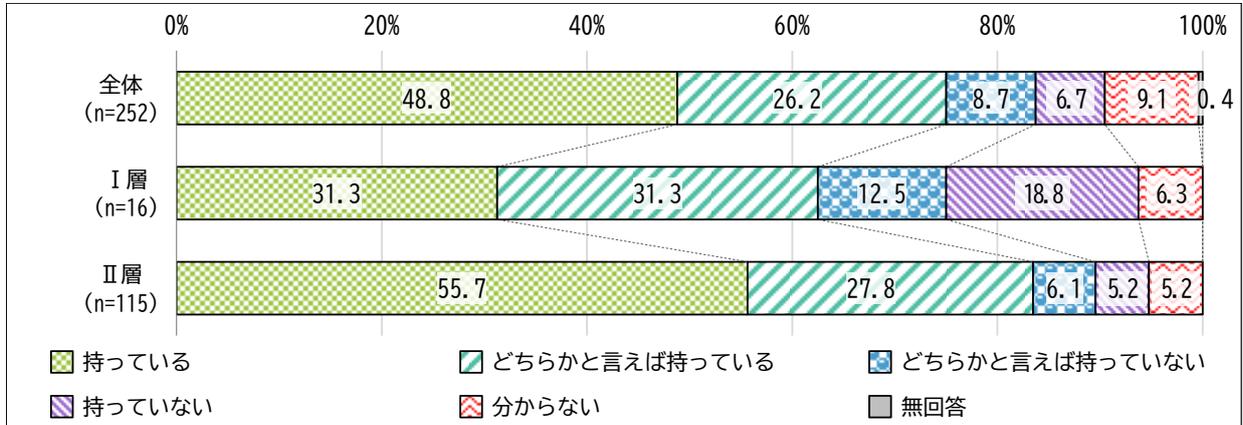


■将来のためにも、今、勉強やスポーツ等を頑張りたいと思うか（子ども回答）

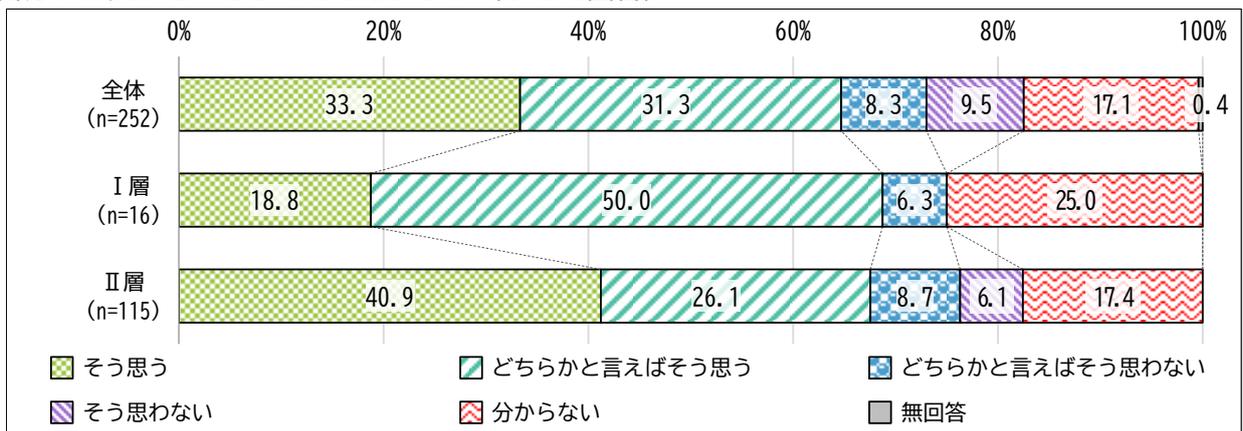


- ・ I層の子どもにおいて、夢・希望や目標を持っている割合が低くなっています。
- ・ I層の子どもにおいて、自分には良いところがあると思う割合が低くなっています。

■将来の夢・希望や目標を持っているか（子ども回答）



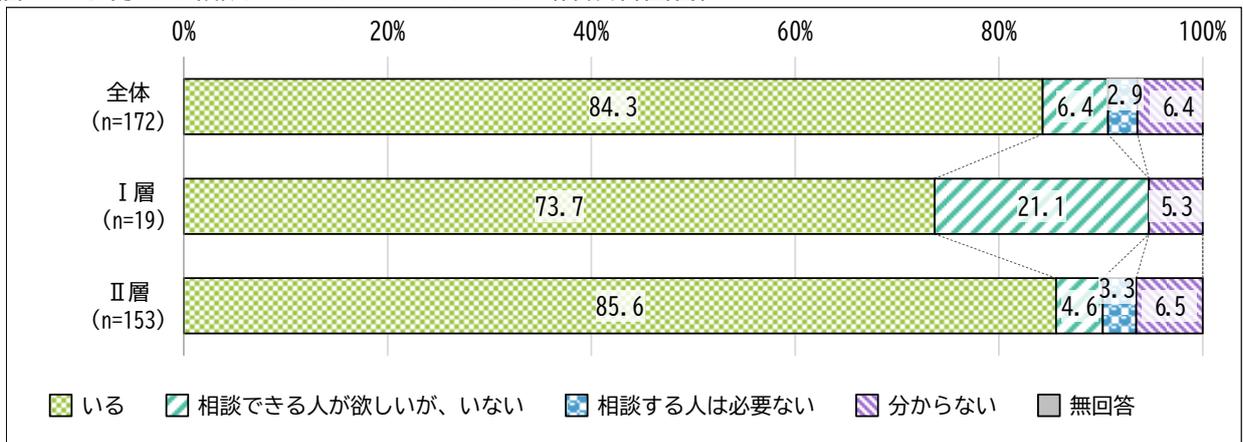
■自分には良いところがあると思います（子ども回答）



⑥相談について

- ・ I層の保護者において、悩みや子育ての相談などできる人がいる割合が低くなっています。

■悩みや子育ての相談などできる人はいるか（保護者回答）



3. 子ども・若者に関する意見聴取の実施

(1) 中学生・高校生ヒアリング調査

① 調査結果

問1 「こどもまんなか社会」のイメージと取り組み

■ 「こどもまんなか社会」のイメージ

中学生	・子どもの意見を存分に取り入れる社会だと思う。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの為に、社会が合わせる。 ・子どもの意見や利益を第一に考えること。 ・子どもを中心とした考え方で、子どもの目線に立って必要なことを考えていくこと。 ・子どもを社会全体で守っていく。 ・子ども中心に考えながら、社会全体が回っていくようなこと。

問2 阿蘇市は子どもにとって住みやすいか

■ 住みやすいと思う方は理由

中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・近くにスーパーなど店があり、体育館などの体を動かすところがある。 ・地区ごとで遊び場があり、地区の色んな人と話すから近所の人と気軽に話せる。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4年生の時に引っ越してきた。遊ぶこと、学校が遠いなどの不自由はなかった。「総合的な探求の時間」の中で阿蘇市の門前町商店街や地域の課題を探すということをした中で、課題として子どもが楽しめる施設があまりない。内牧は遊び場があるが、小さい子ども向けの施設はこの近辺には少ないと思う。 ・子どもも大人もだが、普通に生活する分には自然も豊かで、水も食べ物もおいしいので住みやすい。ただ、子ども達が遊べる場所が少なく、自分達が遊びに行くにしても他市に行くことが多いので子どもが楽しめる場所が確保できると更にいいと思う。

問3 子どもにとって住みやすいまちになるためにはどうしたらよいか

■ 日常・通学等で不便さを感じるどころ

中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停に屋根がほしい。バス停の前に横断歩道があるがそこで事故があったりしたので、信号などをつけてほしい。 ・家の塀で死角になっているところがあり、自動車が来ているか確認できないところが多くある。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・道が狭い。白線が消えかけて、歩行者の通路が狭い。入り組んでいる道路にカーブミラーが無かったりして危ない思いをしたことがある。小さい子の通学路もあるので道路を中心に事故が起きないように改善ができると思う。道路が地震でかなりガタついている所が多く、それで転倒したら歩行者に危険が及ぶ。その道路の舗装を行うことで子ども達に気を配ってほしい。 ・休日は観光客（阿蘇神社、門前町商店街など）が多いので、親の自動車などで通ると観光客が道まで出ていたり、横断歩道のないところを通ったりして危ない時があった。

問4 その他、意見交換

■ 自由な意見・市への要望

中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代で楽しめるイベントを催してもらいたい。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・バス通学だが通学時に観光客でバスが埋まってしまい、バスに乗れない事があった。一人しか乗っていないこともあるが、そういう時があると不便。帰りに友達と立ち寄れる場所があると友達と一緒に楽しめる。 ・遊ぶ場所が少ないので、マクドナルド、イオンなど立ち寄れる場所があるといいが、阿蘇は水や食べ物はおいしいし、阿蘇の食べ物は赤牛のイメージが強いが、赤牛以外にもおいしい食べ物がたくさんあるので、それを他の地域へ発信していけると多くの人が阿蘇に興味を持ってくれると思う。 ・遊ぶ場所が少ない。阿蘇市は少子化が進んで、高齢者が地域に住んでいるが、そういう方々は阿蘇市の知恵のようなものを持っている。しかし、関わる事や関われる場所がないので、そういう方々の繋がりがほしいし、授業の一環として阿蘇市について考えること「総合的な探求の時間」があるが、それ以外でも小中学生の考えていることがあると思うので市役所や学校が協力して伝えられるようにすると思う。

(2) 団体等ヒアリング調査

① 調査結果

1 子ども食堂利用者の背景にある問題・課題

■スタッフの負担・確保の現状

回答
<p>保育園を運営しているため、給食をされていた方で引退された方にお話しメインで食事を作っていたが、職員もお手伝いしている。</p> <p>配膳する人についても職員の親等に相談したところ、快く引き受けていただいた。たくさんの人を入れると食材が不安定になるので、健康チェック、エプロン、手指消毒、三角巾等衛生管理をして検食をとり、専門分野なので専門の担当5~6人で調理を行う。いろいろな子どもたちがいるため、そちらはボランティアで対応し、お礼として2日で3,000円支払っている。具合が悪い人は施設内に入らないこととしている。</p> <p>流れとして午前中は調理、午後から配膳、15時半から配食となっている。ご飯を炊いて午前中に仕込みが終わり、昼から備品等の消毒を行い、お弁当に詰めていく作業を行う。15時半頃になると皆さんお弁当を取りに来られる。</p>

2 (活動の中で感じた) 子どもの健やかな成長における課題

■月1回(奇数月は2回)の実施の中で、子どもの変化

回答
<p>配膳する人も最初は手探り状態だったが、配り手、受け手の雰囲気は良くなった。子どもたちは保育園に通っているため毎日顔を見られるが、保護者はお弁当を取りに来るときにしか会えない方もいるので、お弁当を渡すときに会話が広がり、表情を見ることで子育ての悩みを抱えているか知るきっかけにつながる。月2回のふれあいが段々打ち解けてこられ、端々に「実はこうなんだ」というような会話もあり、そこで出会ったお母さんたち同士の会話もある。子ども食堂のことは口コミで広がっていったと思うが、最初は申し込みに躊躇していたお母さんたちに他の保護者から「こういった活動がある」と言ってもらい、利用する方が増えていったと思う。声をかけたいと思うお母さんに対しては、ママ友同士で子ども食堂のことを伝えてもらい、利用が増えていると感じている。</p> <p>近年は児相からも電話があり、ネグレクトや夫婦仲が良くないなどの話がある家庭のことを聞いた際は、子ども食堂を利用している時の様子や内容を伝えている。</p> <p>ママ友同士でお互いに頼り合い、応援しあっているとの話もあり、申し込みの有無にかかわらず電話でお弁当の出来上がりを伝えることで会話のきっかけができる。子ども食堂に来られた際には物品、食材の不足の確認、米の提供があった時の配布などの話ができるため、保育園だけではできない人間関係が作れる。子ども食堂に寄付されたものをバトンタッチしているだけだが、そこで生まれる会話は濃いものがある。</p>

3 「こどもまんなか社会」のイメージと取り組み

■「こどもまんなか社会」のイメージ

回答
<p>「こども大綱」を県単位で作成していくとのことで、アンケートも見て、一番変わったのが「結婚観」である。結婚している人の6割がマッチングアプリで出会っているという調査結果から、時代が変わってきたと思う。結婚で弊害になっているのが結婚相手の両親との付き合いだという。そういった中で子どもがまんなかになりえない社会になってきていると県のアンケートを見て思った。密集地で今の保育ができるのかという中々できないと思うし、給食の臭いで苦情が出る自治体も多いと聞く。子どもにとっていい面もあれば悪い面もあり、騒音問題も落ち着いてはいない。子どものための取り組みだが、地域や周囲が望まない行為にも柔軟に対応しなければならないので、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の理念を持つだけでなく、お互いを尊重し、協力し、共に成長することができる社会が望ましい。</p> <p>阿蘇市のように民生委員が登下校の際に道路に立つなど、子どもの通学等の手助けをしないといけない。自転車のヘルメット着用や交通ルールの順守なども中々守れなかったり、お年寄りに席を譲らないなど、いろいろな子ども達にアプローチできるような社会になっていかないといけない。そういう意味では、これまで子どもたちにとって経験の場だった子ども会などで大人が自分の姿を見せていくことがなくなったことも原因の一つであると思う。</p> <p>近所の方達も声をかけることに抵抗があると思う。子どもをまんなかとして、皆で子どもを育てていこうという思いはあるが、社会から不審者扱いされたり、大人が注意をしても不適切と言われることなどが国の思いに反して地域の方達から子ども達を遠ざけているのではないかと思う。本当は地域で子どもを見守り、皆で子育てしていると伝えたいが、それができない世の中が変わっていていると思う。相談相手がない中で孤立していくお母さんが増えていくのではないかと思う。</p>

4 見聞きした範囲や経験で) 他市町村にある施設やサービスで阿蘇市でも取り入れたほうが良いと思うものがあるか。

■他の自治体や子ども食堂で行っているサービスをとり入れたいこと

回答
<p>フードバンクのような取り組みは、基本的にその場所にいないとできないと思う。色々な広がりの中で、各取り組みを繋ぐこともできればやっていきたいと思う。阿蘇にはまだそういった基地局のようなものがないので、そういったものがあれば子ども食堂も増えていくと思う。食材をとりに行くことも大変。子ども食堂の取り組みは、SDGsの一環として、社会全体が子どもたちを「まんなか」に据えることを目指している。この流れに沿って、基地局のような取り組みを実施してみたいと思う。</p>

5 その他、意見交換

■ご利用者から聞く声

回答
<p>普段お弁当をもらいに来た際、こういうものがあると助かるという声や化粧品の配布はお母さん方にとってもメリットがある。お母さん達は毎日ご飯を作っているので、子どもにお弁当を食べてもらってその日はお休みできるなどの話を聞いたり、普段食べない食材もお弁当だと食べたという声があった。スーパーで買わない菊芋(キクイモ)などの珍しい食品も頂くので、お母さん達と話して調理方法を調べている。</p> <p>子ども食堂のイメージは最初は良くなかったと思う。家庭によっては「うちの家庭は違う」と言われる状況もあったが、今はみんなが気軽に利用できる場所になってよかったと思う。</p> <p>最初は食材ではなく、飲食店からの既製品の提供があった。小学校の掲示板に貼ったり、連絡帳へチラシを入れてもらったりして告知し、その際100食ほど配食したとのことだった。その後も食材の提供やレトルト食品を学童で配布した。提供元は品物の調達を行い、地域まるく食堂から配布してもらうようにした。</p>

4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価・検証

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
計画値	① 量の見込み	46	43	43	41	40	
	② 確保方策	保育所					
		認定こども園	72	72	72	72	72
過不足 ②-①		26	29	29	31	32	
実績値	③ 実利用者数	57	42	41	33		
	④ 確保方策	保育所					
		認定こども園	72	72	72	72	
過不足 ④-③		15	30	31	39		

※令和6年度は見込数を計上

② 2号認定（3～5歳）

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
計画値	① 量の見込み	552	514	508	483	474	
	② 確保方策	保育所	388	388	377	377	377
		認定こども園	157	157	154	154	154
過不足 ②-①		-7	31	23	48	57	
実績値	③ 実利用者数	537	510	513	463		
	④ 確保方策	保育所	388	388	372	350	
		認定こども園	157	157	154	146	
過不足 ④-③		8	35	13	33		

※令和6年度は見込数を計上

③ 3号認定（0～2歳）

【1・2歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
計画値	① 量の見込み	292	288	284	277	270	
	② 確保方策	保育所	226	226	219	219	219
		認定こども園	103	103	99	99	99
	過不足 ②-①		37	41	34	41	48
実績値	③ 実利用者数	302	265	223	229		
	④ 確保方策	保育所	226	226	210	201	
		認定こども園	103	103	99	83	
	過不足 ④-③		27	64	86	55	

※令和6年度は見込数を計上

【0歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
計画値	① 量の見込み	126	122	120	117	113	
	② 確保方策	保育所	90	90	89	89	89
		認定こども園	34	34	30	30	30
	過不足 ②-①		-2	2	-1	2	6
実績値	③ 実利用者数	87	90	92	92		
	④ 確保方策	保育所	91	90	83	74	
		認定こども園	33	34	30	24	
	過不足 ④-③		37	34	21	6	

※令和6年度は見込数を計上

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		達成状況
①時間外保育事業(延長保育事業)(人)	計画値	396		378		372		350		345		
	実績値	417		329		291		335				
②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(人)	計画値	低 238	高 52	低 246	高 56	低 242	高 59	低 250	高 30	低 241	高 30	A
	実績値	239		245		267		259		255		
③地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)(人)	計画値	1,257		1,236		1,215		700		700		B
	実績値	455		584		751		623				
④一時預かり事業(幼稚園型・1号認定)(人)	計画値	2,181		2,146		2,179		1,800		1,800		B
	実績値	1,597		648		934		1,695				
⑤一時預かり事業(幼稚園型・2号認定)(人)	計画値	13,275		13,059		13,258		21,200		21,200		B
	実績値	20,880		19,920		20,160		15,840				
⑥一時預かり事業(幼稚園型以外)(人)	計画値	625		615		624		250		250		C
	実績値	218		223		187		127				
⑦病児保育事業(人)	計画値	100		99		97		70		70		B
	実績値	15		39		28		57				
⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(人)	計画値	69		67		66		25		23		C
	実績値	6		4		17		8				

※令和元年度は見込数を計上

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	達成 状況
⑨利用者支援事業（箇所）	計画値	1	1	1	1	1	A
	実績値	1	1	1	1	1	
⑩妊婦健康診査（人）	計画値	300	300	300	300	300	A
	実績値	208	188	188	173		
⑪乳幼児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業（件）	計画値	500	500	500	500	500	A
	実績値	314	268	228	185	170	
⑫実費徴収に係る補足給付費事業（人）	計画値				3	3	A
	計画値				2		

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）多様な主体の参加促進事業は計画期間内で実績がありませんでした。

※令和6年度は見込み数を計上。

※令和6年度から養育支援訪問事業のうち家事支援が子育て世帯訪問支援事業に移行。

*事業比較基準（自己評価）

評価	進捗状況
A	ほぼ計画どおり
B	概ね計画どおり
C	計画と差異が生じている
D	計画と大きく差異が生じている
E	未対応または、実施が困難

(3) 施策評価

①子ども・子育て支援事業計画

■評価基準

評価	取り組みの効果
◎	非常に効果的
○	概ね効果的
△	あまり効果的でない
×	ほとんど効果なし
—	評価不可

基本方針1 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります

主要施策	◎	○	△	×	—	総合評価
(1) 地域における子育ての支援	2	3	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子の交流の場、相談や情報を提供することができた。 ・新型コロナウイルス感染症流行の影響により、利用者が大幅に減少した。事業についての周知を積極的に行う。 ・子育て世代の子育ての不安軽減に繋がった。 ・保護者が安心して就労できる環境づくりに取り組むことができた。 ・阿蘇市内全園で事業を実施することができ、一時的に保育が困難となる家庭に対する支援を十分行うことが出来た。 ・子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の預かりの場として、保護者の子育て及び就労の両立を支援することができた。 ・引き続き、事業についての周知を行う。 						
(2) 保育サービスの充実	2	3	1	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていけるような教育・保育の充実を図った。また、人権を大切に育てる教育・保育を推進することができた。 ・コロナ禍を経験し、オンラインでの研修会や会議への参加について、大幅な見直しがされた。今後もオンラインでの各種研修会の受講を推進していく。 ・教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等を受講しスキルアップを図った。 ・幼児教育アドバイザー育成研修には参加することができたが、幼児教育アドバイザーの活用を行うことができなかった。 ・幼児教育アドバイザーについての周知を行う。 						

<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業から復職した後も保育園等に安心してお預けができるような工夫を行うことができた。 ・引き続き、制度等についての周知を行う。 ・関係機関との情報共有を行うことができた。 ・管内幼・保等、小、中の関係者の合同研修を通じて、お互いの教育機能について理解する機会を得ることができた。重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 						
(3) 子育て支援ネットワークづくり	0	2	1	1	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターが中心となって各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取り組みを進めることができた。 ・各団体、ネットワークとの活動を進めるにあたって自由に利用できる身近な地域での活動拠点の確保ができなかった。 ・地域での活動拠点の確保ができなかった。 ・子育て中の保護者等が悩みや不安について語り合える子育てサークル等の設置が必要と思われる。 ・継続的に実施している教育相談に加え、ファミリーサポートセンターとの講習会も実施することができた。 ・定期的な情報提供を行うことができた。 ・引き続き、事業についての情報提供を行う。 						
(4) 子どもの健全育成	1	3	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校で放課後児童クラブを開設し、少子化対策と児童の放課後の安全確保を図ることができた。 ・内牧小学校においては体育館2階を利用し開設しているが施設の老朽化に備え施設整備が望まれる。今後体育館を改築する際は教育課と協議を行い整備を行う必要がある。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・3年間にわたる新型コロナウイルス感染症により、著しく活動に制限を受けたものの、令和5年5月以降は、平年どおりの活動に移行した。なお、令和4年12月1日をもって、約半数の委員が改選となった。 ・委員によって、やや活動内容に温度差が見受けられる。委員が相互に情報共有したり、補完することによって、平準化を図る必要がある。 ・高齢者や英会話講師等の地域人材を中心とした児童の健全育成と実践に向けた指導を行うことができた。 ・育児経験豊かな主婦の方等からの育児講演会等の開催に至らなかった。 						
(5) 次代の親の教育	0	1	1	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児の保護者に対し親としてのあり方を学ぶ機会を提供することができた。 ・子育て中の保護者以外の地域の方々にも理解していただくための育児講演会の開催等ができなかった。 						

<p>・保育士の人材不足が顕著であるため阿蘇市職員（保育士）採用時期には県内外の大学等を訪問し募集内容について周知を行い、保育士の確保につなげることができた。</p>						
(6) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	0	3	0	0	0	○
<p>【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・教員の自己研鑽の時間創出が重要。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・教員の ICT スキルアップが必要である。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 						
(7) 家庭や地域の教育力の向上	0	3	1	0	0	○
<p>【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・日常的な取り組みが必要であり、専門性、専属性のある人材によるコーディネートが必要。 ・子育て世代の子育ての不安軽減や子育ての楽しみを倍増し、良好な親子関係のもと豊かな発達を促すことが出来た。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 						
(8) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	0	2	0	0	0	○
<p>【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・日々進化する情報社会に遅れないよう努力が必要である。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・児童生徒一人ひとりを注意深く観察できる仕組みづくりが必要。 						

基本方針2 切れ目のない子育て支援で健やかな育ちを守ります

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	2	6	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時は、地区担当保健師・栄養士が面談を行い、安心・安全な妊娠経過を送り、出産に臨めるよう継続的な支援に繋げた。また、妊婦健診の公費助成により、定期的な受診機会の確保と経済的負担の軽減を図った。ハイリスク妊婦に対しては、妊婦健診の結果を把握し、保健指導、栄養指導を行った。 ・妊娠11週以降の妊娠届出者がいる現状があり、母子保健サービスを妊娠早期から受けられるよう、相談事業、思春期保健にも取り組む必要がある。 ・妊娠、出産、乳幼児健診の間を繋ぐため、産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業の導入を勧めながら事業を展開し、切れ目ない支援を行った。様々な背景がある困難事例が増えており、今後は、より一体的な支援が求められている。児童福祉部門や関係機関と連携し、支援の振り返りやケース検討を定期的に行いながら効果的な支援を進めていく。 ・乳幼児健康診査の実施および発達相談体制の整備については、コロナ禍で感染拡大防止対策をとりながら、保護者に安心して受診できる環境を整えた。個別指導を主に、対象者に合った指導や困りに寄り添った相談、支援を行うことができた。 ・今後は個別指導とポピュレーションアプローチを併用し、保健指導の充実を図る。また、保護者同士の関わりの場を設定し、ピア的な相互作用が期待できる場を検討する。 ・こどもの病気の予防に関して、乳幼児健診で疾病予防、早期発見、早期受診につなげ、予防接種の意義について周知することができた。 ・今後も事業の周知を図り、疾病予防に努める。健診の未受診者や予防接種の未接種者は、支援が必要な家庭と重なっている傾向がある。家庭の状況に合わせた具体的な対応が必要である。 ・歯科保健に関しては、1歳6ヵ月児健診から3歳児健診までにむし歯をもつ児が増加することから、むし歯予防、歯科医院でのフッ素塗布カードの利用について継続的な周知を行う必要がある。 ・母子手帳アプリを活用した子育て支援に関して、母子手帳アプリの周知を行い、登録者数は増加している。母子手帳の電子化も検討されており、アプリとの情報連携等、保護者のニーズに合わせた利用を検討する。 						
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	1	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な周知を行うことで、児童生徒及び保護者の意識向上に貢献している。 ・乳幼児期から相談支援を行っているため、こども家庭センターとして相談の場ということが周知できている。相談内容に応じて関係機関との連携が図れている。 ・今後も連携を図り、相談体制の充実に努める。 ・一人一台端末等を活用し相談できる体制の整備により、相談する行為への心理的負担を減らすことができた。 						

(3) 「食育」の推進	1	0	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診のアンケート結果から、食生活のリズムの改善が見られている。 ・乳幼児期からの生活習慣病予防のため、食生活リズム・バランス食が摂れているか、継続して栄養指導が必要。保護者のニーズに応じた情報発信を検討する。 						
(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	1	1	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会代表者会議の定期的な開催において、各関係機関との横のつながりの充実を感じる。 ・関係機関の役割分担を通じて、人と機関が責任もって関わることができる体制が求められる。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 						
(5) 小児医療の充実	2	0	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への相談や連携を図ることで、保護者が安心して子育てできる体制をつくることできた。 ・今後も連携を図り、小児医療の充実に努める。 ・在宅当番医、夜間の救急医療体制整備について情報提供を行った。 						
(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	2	2	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・出会いの場が増えた。 ・引き続き事業の周知を行う。 ・関係課と連携を図り、周知啓発に努めます。 ・今後も継続して取り組む必要がある。 ・男女共同参画について考えてもらう機会を設け、意識改革に向けた広報・啓発活動につなげている。 ・今後も継続実施。 ・子どもを産み育てたいと希望を持つ夫婦に対し、経済的負担を軽減できた。 						

基本方針3 安心な子育て環境と子どもの安全を守ります

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 良質な住宅の確保	0	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・災害や用途廃止に伴う転居等計画的な事業の継続には難しい面もあるが、重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・社会情勢や住民ニーズの変化等を踏まえたうえで市営住宅の整備状況を整理し、現状に即した内容の計画、実施が必要 						
(2) 良好な居住環境の確保	0	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の通常点検、また、台風や、地震後の点検を行う事で、子どもたち、また、地域住民の安全確保ができています。 						
(3) 安心して外出できる環境の整備	0	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・市道(歩道含む)の経年劣化により段差及び亀裂等が多くあるが、補修で対応していく。 ・妊産婦に対してマタニティマークの周知を図れたが、妊産婦に対する地域・職場環境の整備、受動喫煙の防止対策には課題が残った。 ・引き続き、マタニティマークの周知と、妊産婦やその家族に対しての禁煙指導等に取り組む。 						
(4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	0	3	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車や道路歩行について、毎年学習することにより交通安全に対する理解を深めている。 ・小学生のみならず、保育園・幼稚園や中学生に対しても教育する場を設ける必要がある。 ・学生に対して交通事故防止の啓発につながっている。 ・直接的な啓発活動を行う必要がある。 						
(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	0	4	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・カーブミラー・ガードレール・交通安全啓発看板等が破損して危険な箇所を確認し早急に対応することができている。 ・3年に1回だけではなく普段から通学路の交通安全施設の確認を行う必要がある。 ・防犯カメラが必要な道路は通学路に限らないので、防犯カメラを設置する本来の目的に合った主管課を検討する必要がある。 ・現在のところ、児童生徒への被害報告なし。 						

基本方針4 子育てと仕事が両立できる環境をつくります

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	0	3	1	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・午後6時以降の延長保育や長期休暇中の午前7時からの開所時間延長にも取り組み、仕事と子育ての両立支援を行った。 ・関係課と連携を図り、周知啓発に努める。 ・官公庁や事業所における子の看護休暇の創設や育児休業の取得促進により病児・病後児保育や一時保育の需要が減ったと思われる。 ・社会的評価の推進や公表までには至らなかったので取り組みを推進する必要がある。 ・関係課と連携を図り、周知啓発に努める。 						

基本方針5 保護や援助を必要とする子どもや家庭を支えます

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 児童虐待防止対策の充実	3	2	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時から切れ目のない支援を行うことで虐待防止に努めた。妊娠経過だけでなく、様々な背景がある困難事例が増えているので、個々に応じた対応が必要である。 ・引き続き相談体制の充実を図り、マルトリートメントを避けるために、妊娠期から子どもへの影響や望ましい対応を継続する。また、個別性の強い対象者に対する支援を強化する必要がある。 ・福祉部門のみならず、早期発見は子どもの環境に応じて、各関係機関から情報があることを実感している。 ・各関係機関との速やかな情報共有と連絡、連携、体制の充実が必要である。 ・阿蘇市要保護児童対策地域協議会によって、顔の見える横のつながりの関係構築、11月の虐待防止月間において啓発活動が実践できた。 ・虐待ケースや早期発見に応じての啓発活動、及び引き続き要保護児童対策地域協議会において関係機関のネットワーク体制の強化が必要と考える。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・専門員の配置を検討。 						
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	2	1	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活安定に寄与できた。 ・不正受給の防止、周知等を今以上に行う必要がある。 ・必要に応じ、ひとり親家庭福祉協議会を照会したり、母子寡婦貸付の制度案内等が出来た。 ・特にありません。 ・ひとり親の就労希望や資格取得の希望等聞き、必要な制度や機関に繋ぐことが出来た。 						

・就労支援の施策が雇用保険制度とも密接に関係しており、非常にわかりにくいいため、制度の整理が必要だと感じています。

(3) 障がい児施策の充実

3

2

0

0

0

◎

【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】

- ・児童生徒の特性に応じた適切な学級編制を実施することができている。
- ・発達障害のある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性はきわめて高い。今後も医療的ケア児への支援などを含め、サービス拡充が求められる。
- ・児童発達支援・放課後等デイサービス等については、年々利用者が増加傾向にあり、事業費も右肩上がりとなっている。適切な定員管理やサービス維持が求められる。
- ・障がい児が可能な限り保護者の希望する保育所等での受け入れを行うことができるよう保育内容の充実を図った。
- ・障がい児が通常施設で生活することに無理がないか慎重に検証する必要がある。

②子どもの貧困対策推進計画

■評価基準

評価	取り組みの効果
◎	非常に効果的
○	概ね効果的
△	あまり効果的でない
×	ほとんど効果なし
－	評価不可

基本方針1 教育の支援

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 学校教育の充実	3	2	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の動向を踏まえ、就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを検討する。 ・保育所等から小学校へ育ちと学びを繋げられるように、新たな事業に取り組むことが出来た。 ・小学校の英語学習がどのような内容で取り組まれているかを確認し、年長から小学校へよりスムーズに繋げたい。 						
(2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携	1	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、連携を取り、対応出来た。 ・貧困の連鎖を断ち切る意味での学校との連携は、まだ不十分だと感じています。 						
(3) 地域の人材を活用した学びの場づくり	0	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や英会話講師等の地域人材を中心とした児童の健全育成と実践に向けた指導を行うことができた。 ・育児経験豊かな主婦の方等からの育児講演会等の開催に至らなかった。 						
(4) 就学前教育・保育の充実	0	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーより園内研修の計画、実施方法等についての助言等をいただき円滑な研修の実施ができた。 ・子育て家庭の様々なニーズに対応する取り組みができた。 						
(5) 就学支援の充実	0	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の保護者への周知により、就学援助事業の充実は十分図られている。 ・ホームページ掲載を検討し、知りたい情報をいつでも得られる環境を整備する。 						

- ・国の給付型奨学金等を優先的に案内し申請が無い状況が続いているが、重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。
- ・周知を図るため、広報への掲載を検討する。

基本方針2 生活・就労の支援

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 子どもたちの居場所づくり	0	3	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や英会話講師等の地域人材を中心とした児童の健全育成と実践に向けた指導を行うことができた。 ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 ・子育て中の親子の交流の場、相談や情報を提供することができた。 ・事業についての周知を行う。 						
(2) 子どもの健康・生活への支援	0	2	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診受診率100%となるよう、文書や電話・訪問等での勧奨をおこなった。課題の複雑化、重層化など、対応や支援が難しいケースが増加している。 ・保育園や認定こども園と、より連携していくことで、効果的な母子支援ができると考えられる。 ・コロナ禍で、感染拡大防止対策を取りながら指導、食生活改善推進員との連携を図り、食育に関する周知・啓発ができた。 ・保護者のニーズに応じた情報発信を検討する。 						
(3) 子どもへの就労支援の充実	0	1	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 						
(4) 保護者の就労支援	2	0	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の経済的安定の支援と共に、子供への支援である「子どもの学習・生活支援事業」も実施し、世帯単位での支援が実施できた。 ・ひとり親家庭等の資格取得から、経済的な自立、安定に繋げることができた。 						
(5) 保護者の健康確保	0	1	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が健康に子育てできるよう、乳幼児健診等での児の保健指導や受診勧奨を行うだけでなく、保護者の健診案内を実施できたため、健診の機会を有効活用できた。 ・個別の栄養指導に関して、計画的な指導を検討する。 						
(6) 保護者の教育力の向上	0	1	0	0	0	○
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・重要な取り組みであり、今後も継続する必要性は高い。 						
(7) 暮らしへの支援	0	2	0	0	0	○

【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】

- ・実績としては、現行の計画期間中、保護者が障がいを持っていることで生活上の課題を抱えている世帯の情報を捕捉したため、障害福祉サービス（居宅介護）を提供した例がある。
- ・今後も、生活上の何らかの課題を抱える家庭を補足するため、関係機関・部署との連携強化に努める。
- ・広報等を利用し周知啓発に努める。
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた理解等を促進するため継続して取り組む必要がある。

基本方針3 経済的支援

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 生活を下支えする経済的な支援	2	0	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての経済的な負担の軽減を行うことができた。 ・ひとり親家庭の経済的な安定に寄与できた。 						

基本方針4 連携体制等の構築

主要施策	◎	○	△	×	－	総合評価
(1) 相談体制の整備・充実	2	1	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応のみならず、家庭の相談に対応する機能の充実に努めた。 ・各関係機関の専門性をいかした対応、体制作りが求められている。 ・母子支援は、切れ目ない支援だけでなく、より一体的な支援が求められている。母子ケースは、様々な背景がある困難事例が増えており、児童福祉部門とより連携していく必要がある。 ・母子ケース支援は、地区担当制になっているが、支援の振り返りやケース検討を定期におこない、効果的な支援をすすめていく。 ・専門分野による知識、技能により、家庭相談に速やかに対応することができた。 ・緊急事案発生時の対応、連携について、各関係機関の意識の向上を図る。 						
(2) 関係機関による連携強化・ネットワークの整備	2	0	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭が抱える課題は複雑化しており、単独での支援には限界があり、ネットワークの充実、整備は必要と考える。 ・地域ネットワーク資源の再確認が必要と考える。 						
(3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ	2	2	0	0	0	◎
【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、乳幼児健診の間を繋ぐ事業を展開し、切れ目のない支援を実践した。母子ケースに合わせた、産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業の導入を勧めながら、母子支援をおこなった。 ・妊娠期から子育て期にかけて、母子の切れ目ない支援をおこなうため、定期的に支援状況を振り 						

返りながら、効果的な支援をすすめる必要がある。

- ・相談は母子保健部門や教育関係機関から入ることが多かった。同行訪問を行い、支援に向けて検討を行い、必要な関係機関に繋いだ。
- ・相談に応じて、課題を整理し、速やかに関係機関の紹介ができるような体制づくりが必要と考える。
- ・計画期間中、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により活動が制限されたものの、電話・お知らせ端末・手紙等の代替手段によって、対応することが出来たと考えている。
- ・今計画期間中に感染症が拡大し、直接の訪問が制限されることとなった。将来的にはタブレット端末など、ICT機器活用による活動も視野に入れて検討すべきと考える。

(4) 子どもたちを応援する地域づくり

0

3

1

0

0

○

【令和2年度～令和6年度の主な取組状況】

- ・重要な取り組みであり今後も継続して取り組んでいく必要がある。
- ・計画期間中、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により活動が制限されたものの、電話・お知らせ端末・手紙等の代替手段によって、対応することが出来たと考えている。
- ・今計画期間中に感染症が拡大し、直接の訪問が制限されることとなった。将来的にはタブレット端末など、ICT機器活用による活動も視野に入れて検討すべきと考える。
- ・子育て支援制度（保育所、児童手当など）については阿蘇市ホームページに掲載し情報発信を行っている。
- ・制度改正に伴いホームページの情報更新を適宜行う必要がある。
- ・重要な取り組みであり今後も継続して取り組んでいく必要がある。

5. 阿蘇市の子ども・子育てを取り巻く課題

阿蘇市の子どもを取り巻く状況やニーズ調査、関係団体ヒアリングの結果から子ども・子育て支援の充実に向けて以下のような課題が考えられます。

(1) 子育て家庭を取り巻く生活環境に関すること

晩婚化、核家族化の進行、人口減少等により、子育てをする世帯の環境は大きく変化していると考えられます。このため、子育てに対する不安を持つ家庭や相談が気軽に出来ない家庭等が孤立しないように情報の周知、相談しやすい体制づくりを充実させる必要があります。

(2) 保護者の就労に関すること

保護者の働き方は、共働きが増加するなど多様化してきていることから、保護者のニーズを的確に把握したうえでの幼児教育・保育施設の量と質の確保が求められています。

アンケート調査結果では、就労していない母親の約4割は1年以内には就労したいと希望しており、就労につながる支援が必要になります。

また、育児休業の取得状況は、父親はほとんど取得していない状況が伺え、母親は就学前児童保護者で約5割となっています。取得しなかった理由に「職場の育児休業の制度がなかった」や「仕事が忙しかった」という回答が上位であったため、職場の育児休業制度の整備について、企業や雇用主に対して更なる周知・啓発の必要があると考えられます。

(3) 教育・保育の利用に関すること

両親の共働きなど全国的に保育のニーズが高くなっており、受け皿の確保については、状況に応じて検討する必要があります。教育・保育施設へのヒアリング調査より、働きやすい環境整備するには職員の増員が必要である等、保育士不足の問題があります。

また、教育・保育施設と小学校との連携については、より連携を効果的に行うため、連携体制についての検討も今後は必要になります。

(4) 地域における子育て支援事業に関すること

阿蘇市では放課後児童クラブの登録者数は増加傾向にあります。ただし、放課後児童支援員が慢性的に不足していることや、放課後児童クラブの長期休暇の負担が大きいといった課題があります。

また、放課後児童クラブと学校の連携が不足しているという声があり、今後は学校と放課後児童クラブ等の連携強化について検討する必要があります。

(5) 親子が健やかな成長を支える保健・医療に関すること

病児・病後児の対応については、「他人に看てもらうのは不安」「親が休むのが好ましい」などの声もあり、地域の実情等も踏まえ、保護者に負担がかからないように検討する必要があります。

むし歯有病率減少については、継続して健診や治療ができる支援を行うとともに、より効果的な支援についても検討が必要となっています。

(6) 経済的な負担に関すること

ひとり親世帯が増加していることや、子育てに対して経済的負担を感じている家庭に対し、充実した支援を行う必要があります。

(7) 支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること

子どもの発達障害など支援を必要とする家庭が増えてきています。教育・保育施設だけでなく、様々な関係機関の連携強化や保護者に負担がかからない支援体制づくりが必要になると考えられます。

また、全国的に児童虐待などに関する相談が増加していることを踏まえ、要保護・要支援児童に対する支援の充実とともに、関係団体と連携強化を行い、万が一の場合に速やかに連携できる体制づくりが必要です。

(8) 支援体制（相談等）に関すること

子育ての悩みについては、子どもの成長段階や家庭環境、家族構成等によって変わるため、各家庭のニーズに合わせた対応をする必要があります。気軽に相談できる体制整備が構築されると育児に不安を抱えた人の早期発見や児童虐待の未然防止につながると考えられます。そのためには、相談窓口の人に向けた研修等も必要になってくると考えられます。

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利を守ります

「こども大綱」の目指す、すべてのこども・若者が「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、こどもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、こども・若者の意見を表明する権利を尊重し、その意見を施策に活かします。

児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援強化として、支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、こども家庭センターと地域の保育所、学校や支援の担い手、要保護児童対策地域協議会など地域のネットワークが一体になって、子育て当事者を継続的に支えるとともに、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。

また、虐待やヤングケアラー等の早期発見、把握、早期対応のために、こどもに関わるさまざまな機関や地域に対し、啓発活動を行います。

(施策1) こども・若者の権利に関する理解促進

取り組み	内容	担当課
①こども・若者の権利の普及啓発	啓発リーフレットの配布やこどもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。	人権啓発課
②人権教育の推進	市内小・中学校等において人権教室を開催している人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。	人権啓発課 教育課
③相談救済機関への支援	人権擁護委員協議会によるこどもの権利に関する出前講座等について、広報等により周知を図り、協議会の活動の支援を通じてこどもの権利の認知向上に努めます。	人権啓発課

(施策2) こども・若者の意見表明・参画の促進

取り組み	内容	担当課
①市ホームページによるこども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できるよう、市ホームページにおいて、こども・若者の声を随時募集します。	福祉課
②こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりに努めます。	福祉課

(施策3) 児童虐待防止対策の充実

取り組み	内容	担当課
①相談体制の充実	<p>出産後の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業及び、乳幼児健診等の育児相談体制の充実や子育て支援事業等により、児童の心身の発育はもちろんのこと、親子間の様子にも注意を払います。</p> <p>また、母子ケースの課題・ニーズを母子部門・児童福祉部門の専門性をあわせて、より深く汲み取り、相談対応を行います。</p>	福祉課 健康増進課
②早期発見	<p>子育て支援センター等の利用を推進するなど、家庭内や地域で孤立した子育てにならないよう相談機関の充実と総合的な子育て支援を行うことで、育児に対する不安の軽減を図るとともに、児童虐待の予防及び早期発見のため、子育て世帯が利用しやすい施設の整備に努めます。</p>	福祉課
③発生予防・啓発活動	<p>阿蘇市要保護児童対策地域協議会を開催、顔の見える関係づくりにより、医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関とのネットワークの強化を図ります。</p> <p>また、11月の虐待防止月間において関係機関のポスター設置依頼や全戸回覧によるチラシにより、児童虐待問題に対する啓発活動を行います。</p>	福祉課 健康増進課 教育課
④心の相談員等の配置	<p>いじめや、不登校も含めた子どもの悩みに積極的に関わるとともに、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーのカウンセリングにより、子どもの心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指し、専門員の配置を検討します。</p>	教育課
⑤適応指導教室の設置等	<p>不登校児童生徒の学校復帰のための取り組みの充実を図ります。</p>	教育課

(施策4) ヤングケアラーへの支援

取り組み	内 容	担当課
①早期発見、支援	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・支援につなげます。	福祉課 教育課
②実態把握	ヤングケアラーの実態把握に努めます。	福祉課 教育課
③研修等の実施	関係機関・団体等の職員に対し、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。	福祉課 教育課
④相談支援体制の整備	関係機関と多職種の専門職等が連携して、対応する相談支援体制の整備に努めます。	福祉課 教育課
⑤子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業を推進します。	福祉課 健康増進課

基本目標2 切れ目のない子ども・子育て支援により健やかな育ちを守ります

こどもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見、早期治療・療育につなげるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。

また、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、こどもの発育・発達への支援に取り組むことや小児救急医療の提供体制の維持、こども医療費助成等の継続した実施により、こどもの健やかな成長や発達を切れ目なく支援します。

(施策1) 妊娠期からの切れ目のない保健対策の推進

取り組み	内容	担当課
①母子健康手帳の交付	妊娠届時に母子保健手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の健康管理や異常の早期発見のために定期的な妊婦健診の受診を勧奨しています。 また、安全・安心な妊娠出産に臨めるよう、相談事業、プレコンセプションケアの取り組みも視野に入れ、事業計画を検討します。	健康増進課
②妊婦健診	母親が妊娠中を健康に過ごすことができるように保健指導・栄養指導の充実を図ります。特に、前回の妊娠・出産で異常のあった妊婦など、ハイリスク妊婦に対しては訪問指導を行い、そのリスクの軽減に努めます。また、妊婦健診の公費助成を継続し、妊婦の定期健診の確保と経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
③乳幼児健康診査の実施及び発達相談体制の整備	子どもたちの健やかな成長と発達を促すために、健診体制の見直しをはかり、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。保護者が子どもの成長・発達の原理を理解し、子どもの成長の度合いがわかる学習の場の充実と、保護者が子どものありのままの姿を受け止め、かかわる力を持てるよう関係機関との連携を図り支援します。 また、発達障がい等多様な子どもの特性に対応できる相談体制の整備を図るとともに、安全安心な相談環境の確保に向けて、ベビーケアルームの設置等、拠点となる一の宮保健センターの整備・改修を進めていきます。	健康増進課
④妊娠期からの切れ目のない支援	こども家庭センターを中心に、母子部門と児童福祉部門で情報共有・連携しながら、妊娠・出産・子育てを切れ目なく漏れなく支援するため、ワンストップサービスを整備します。	健康増進課
⑤妊娠、出産、乳幼児健診の間を繋ぐ支援事業	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	健康増進課

取り組み	内容	担当課
⑥むし歯予防	<p>むし歯ができる原因には、食べ物に含まれる糖質・むし歯菌の有無・歯の質に加え、時間の経過が組み合わさり、むし歯が作られていきます。</p> <p>乳幼児健診では、生活リズムを整えること、からだを作るために必要な食事(栄養)を取り入れ食事のリズムを確立していくことを積み重ね、むし歯がでにくい口腔環境づくりを推進します。</p> <p>また、1歳6ヶ月健診・3歳児健診では、歯科衛生士による歯科講話やブラッシング指導およびフッ化物塗布を取り入れ、家庭生活の中で子どもの歯を守る生活習慣づくりも進めます。</p> <p>歯の質を強化するために、希望者に対し1歳から4歳の間は歯科医院での個別のフッ化物塗布を行い、4歳以降は認定こども園・保育園等及び学童期は小学校・中学校でのフッ化物洗口を行いながら、むし歯予防を推進し周知、啓発を行います。</p>	健康増進課 福祉課 教育課
⑦子どもの病気の予防	<p>病気の予防には普段の生活において健康なからだづくりに努めるとともに、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効です。すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報誌や乳幼児健診等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。</p>	健康増進課
⑧母子手帳アプリを活用した子育て支援	<p>阿蘇市公式母子手帳アプリを活用し、予防接種履歴管理、乳幼児健診結果や成長の記録などを保護者自身が登録できることで、主体的な子育てにつなげます。さらに、健診、訪問でアプリを活用し利用頻度の拡大にもつなげます。</p> <p>また、阿蘇市からの子育て情報の発信や災害・緊急時の情報発信などにも役立てて、子育てに必要な身近な情報を発信し、利便性の向上を図ります。</p>	健康増進課

(施策2) こども・若者の健康確保のための取り組み

取り組み	内容	担当課
①関係機関との連携強化	<p>健康づくり及び性・薬物等の問題に関する基礎的かつ正しい知識の普及と、心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期における心身両面からの健康づくりを支援します。</p>	福祉課 教育課
②相談体制の充実	<p>児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。</p>	健康増進課 教育課

(施策3) 小児医療の充実

取り組み	内容	担当課
①小児医療の充実	休日・夜間に受診できる救急医療機関について、広報誌、ホームページ等で周知を行います。	健康増進課
②小児科休日在宅当番医委託の実施	日曜・祝日の在宅当番医及び夜間の救急医療体制整備を行い、日曜・祝日の在宅当番医について、広報誌やホームページ等で情報提供します。	健康増進課

(施策4) こどもの貧困対策の推進

取り組み	内容	担当課
①学校教育による学力保障	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取り組みを支援します。	教育課
②教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。	教育課
③キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。 また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育課
④乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・認定子ども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。	福祉課 教育課
⑤専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	教育課
⑥学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育課、福祉課などが連携を深め、総合的な子どもの貧困対策を展開し、具体的な支援につなげます。	福祉課 教育課
⑦多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。 また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。 さらに、育児経験豊かな主婦の方等からの育児講演会等の開催に向けて保育所、認定子ども園、子育て支援センターに開催を呼び掛けていきます。	福祉課 教育課
⑧就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	福祉課

取り組み	内容	担当課
⑨多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	福祉課
⑩就学援助の周知の拡充	就学事業の一層の充実を図るため、小中学校における周知に加え、ホームページの活用など住民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	教育課
⑪高校生・大学生を対象とした就学の支援	奨学金貸与の資格を有する生徒に対し、奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。	教育課
⑫子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取り組みを推進します。 また、発達・発育に課題を抱えている子どもには臨床心理士等の専門職による支援の充実を図り、関係機関への紹介・連携を行います。	健康増進課
⑬成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。 また、学校や地域と連携した食育の取り組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。 さらに、保護者のニーズに応えた情報発信、媒体を検討し、食育推進に努めます。	健康推進課
⑭職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。	教育課
⑮保護者の就労支援	市内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供等を行い、国の動向に注視しながら取り組みの充実を図ります。	福祉課 まちづくり課
⑯ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた制度の周知啓発に努めます。 また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。	福祉課
⑰保護者の健康面に対する専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。 また、保健師等による訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	健康増進課
⑱保護者の教育力向上に対する支援	子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育に関する情報や資料の提供を行うほか、保護者の悩みに対する相談事業等を行います。	教育課
⑲相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	生活上の課題を抱える家庭に対し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	福祉課
⑳仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組み	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に取り組みます。	人権啓発課

取り組み	内容	担当課
②①子育て世帯への経済的な支援	子どもの医療費を熊本県内の医療機関で窓口無償化するなど、子育ての経済的負担を軽減する支援に取り組みます。	福祉課
②②ひとり親家庭への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭の医療費の助成等に取り組みます。	福祉課
②③総合的な児童虐待防止の推進	こども家庭センターを中心に、子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、行政区その他関係者と連携強化します。 また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行います。 さらに、虐待対応のみでなく、家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった機関、体制作りを検討します。	福祉課
②④妊娠期からの切れ目ない支援（再掲）	こども家庭センターを中心に、母子部門と児童福祉部門で情報共有・連携しながら、妊娠・出産・子育てを切れ目なく漏れなく支援するため、ワンストップサービスを整備します。	健康推進課 福祉課
②⑤相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	福祉課
②⑥地域ネットワーク体制の整備	すでにある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、阿蘇市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。	福祉課
②⑦福祉部門と教育課・学校などとの連携強化	子育て支援センターの充実や、スクールソーシャルワーカー等の活用を図り、学校と福祉関係部門などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	教育課
②⑧母子保健施策における早期発見	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介や連携を図ります。	健康増進課
②⑨乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	保育施設等や学校、アフタースクール、子育て支援センターなどのあらゆる機関において、子どもの様子や保護者との関わりから家庭や子どもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	福祉課 教育課
②⑩家庭児童相談室での早期発見	保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	福祉課
②⑪地域との連携による早期発見	行政区長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などと社会福祉協議会とが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	福祉課（総合福祉係）
②⑫地域資源の掘り起こしと育成	関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートする体制を整備します。	教育課
②⑬身近な地域での声かけ	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。	福祉課（総合福祉係）

取り組み	内容	担当課
㊸市民への啓発	広く市民等に対し、情報の発信や、セミナー等を開催するなど、みんなで子育て家庭や子どもたちを応援する気運を高めます。	福祉課
㊹多世代交流の推進 (再掲)	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。 また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	教育課

(施策5) ひとり親家庭の自立支援

取り組み	内容	担当課
①助成金の支給	児童扶養手当を中心とした経済的な支援を行います。	福祉課
②情報提供	「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業といった施策についても、県と連携して情報提供を行います。	福祉課
③就労支援事業の推進	ひとり親に対する就労支援事業を推進します。	福祉課

(施策6) こどもの発達・成長に応じた支援

取り組み	内容	担当課
①教育相談・教育支援体制の充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。	福祉課 教育課
②特別支援教育の充実	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取り組みとして、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域等と連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	福祉課 教育課
③障がい児の障害種別の多様化に対応できる体制の充実	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。	教育課
④心身障がい児とその家族に対する支援の充実	「阿蘇市障がい児福祉計画」に基づき、心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種年金や手当の支給、医療費の助成を行うとともに、障がい福祉サービスの充実に努めます。	福祉課（総合福祉係）
⑤障がい児保育等の充実	保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン（令和4年厚生労働省子ども家庭局保育課）を遵守し適切な受け入れ態勢を構築します。	福祉課

(施策7) こども・若者の自殺対策の推進

取り組み	内 容	担当課
① SOS の出し方に関する教育を実施	市内の学校等と連携して、児童生徒にSOSの出し方に関する教育や問題の対処の仕方を身につけるための教育等を実施します。	教育課 健康増進課
② 児童生徒からの SOS に対応する受け皿の整備	児童生徒一人ひとりの教育相談を実施したり、各種機関とのケース会議等を通じて関係機関と連携しながら支援体制を強化します。また、児童生徒や若者に対する支援情報の周知としてパンフレット等の配付を行います。	教育課 福祉課 健康増進課
③ ゲートキーパー養成講座の開催及び参加推奨	ゲートキーパーは「命の門番」とも位置付けられています。悩んでいる人に寄り添い、かかわりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。学校や関係機関の子どもや若者に関わる支援者に対して、ゲートキーパー養成講座の開催や参加推奨を行い、ゲートキーパーのすそ野の拡充を図ります。	健康増進課
④ 相談事業の推進	いじめや不登校、学業・進路等様々な悩みを抱える子どもや若者、また、その養育者等に対して、適切な相談先につなげるための周知・啓発を行います。	教育課

基本目標3 こどもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくれます

多様化する保育ニーズに対応するため、低年齢児保育、一時預かり保育、病児保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、意見聴取でも課題として挙げられた、父母の就労が増えたことによる預ける場所の不足や、育児不安・育児疲れなどの課題を解消できるような取り組みを実施します。

(施策1) 保育サービスの充実

取り組み	内容	担当課
①教育・保育内容の充実	<p>保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていきけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。</p> <p>また、保育所、認定こども園において人権を大切に育てる心を育てる教育・保育を推進します。</p> <p>さらに、新たな保育サービス(こども誰でも通園制度等)についての取り組みを行い、保育サービスの充実を図ります。</p>	福祉課
②教育・保育の質の向上	<p>県や保育協議会が開催する研修会にオンラインを含め出席し、保育士等の知識向上を図ります。</p>	福祉課
③教員・保育士等の連携や情報交換	<p>国や県が実施する研修会へ出席を促し、幼児教育アドバイザーの確保に努め、事業の周知徹底も図ります。</p>	福祉課
④産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	<p>就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。</p> <p>特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育児休業明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。具体的には、年度途中からの入所希望についても、前年11月から申込を受け付け、育児休業明けの入所については入所選考時に利用調整基準における調整指数により加点をし、優先順位を高めた上で選考することとします。</p>	福祉課
⑤特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実	<p>支援の必要な子どもやその保護者一人ひとりに寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。</p> <p>また、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障がいに対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化し、安心して保育できる環境づくりを進めます。</p> <p>さらに、入園方法等を記載したガイドラインの作成も行います。</p>	福祉課

取り組み	内容	担当課
⑥幼・保・小中の連携	<p>子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、校区会議等を活用し、就学前施設と小学校がお互いの教育や保育、指導方法を学び合い、相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、幼児・児童の交流活動を充実させ、小学校への円滑な接続の支援に取り組めます。</p> <p>また、引き続き国や県が実施する研修会へ参加し、管内の幼・保等、小中の連携の充実を図ります。</p>	福祉課 教育課

(施策2) 地域におけるこども・子育ての支援

取り組み	内容	担当課
①地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	<p>子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。本市では、市内3か所に子育て支援センターを配置し、就学前児童とその保護者を対象に、相談や子育てに関する講座などを開催しています。</p>	福祉課
②子育て支援広場	<p>認定こども園内において、子育て家庭を対象に、子育てで不安に対応した相談や親子のつどいの場を提供しています。市内の認定こども園4か所で実施しています。</p>	福祉課
③延長保育事業	<p>保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。</p> <p>現在、14か所の保育園、認定こども園において実施しています。</p>	福祉課
④一時預かり事業	<p>保護者の病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。</p> <p>現在、14か所の保育園、認定こども園において実施しています。</p>	福祉課
⑤病児・病後児保育事業	<p>児童が病気の治療中又は回復期にあつて、集団保育が困難であり、かつ保護者がやむを得ない事情により家庭で保育をできない場合、その児童を一時的に施設で保育する制度です。現在、阿蘇医療センター内「すずらんルーム」で実施しています。今後は、さらなる周知を徹底し、利用促進を図ります。</p>	福祉課
⑥要保護児童対策協議会等の定期的な開催	<p>適切な支援について地域の見守り体制づくりを目指し、定期的なケース会議の実施を図ります。</p>	福祉課
⑦小中学校PTA連絡協議会の実施	<p>小中学校PTA連絡協議会を実施するなど地域における協議の場を確保します。</p>	教育課

(施策3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

取り組み	内容	担当課
①自己実現のための確かな資質を持った子どもの育成	<p>15歳の春に将来の進路を見つめ、それを実現するために「知・徳・体」を兼ね備えた子どもを育成することに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における乗り入れ授業等による教科指導力の向上 ・小中合同研修会の実施 ・特別活動・総合的な学習の時間の充実 ・道徳教育の充実や自然体験活動の促進 <p>また、こどもの育成の向上に向けて、学校の労働環境における働き方改革と教職員のスキル向上が両立できる仕組みを検討します。</p>	教育課
②ふるさと・阿蘇市を大切にしている心を持った子どもの育成	<p>将来の阿蘇市を担っていける子どもの育成を目指し、多様な観点から自分と郷土（阿蘇市）を見ることが出来る力や自治の担い手としての育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇市について学ぶ機会の実施 ・地域活動への積極的な参加の促進 ・人権教育の充実 	教育課
③保護者・地域や社会教育との連携	<p>保護者や地域が連携し、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーによる指導や学校支援 ・地域と連携した体験活動の充実 ・学校改善のための学校関係者評価の実施 ・コミュニティ・スクールのさらなる推進 	教育課
④家庭教育の支援の充実	<p>親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材（家庭教育支援コーディネーター）を有効活用した支援へつなぎ、協働による家庭教育の支援を強化します。</p>	教育課
⑤子育てに関する広報の充実	<p>「子育て通信」の広報誌に掲載される情報や、阿蘇市のホームページに毎月更新される子育て支援センターの活動情報を通じて、子育て中の世帯が利用しやすい環境を整備します。</p>	福祉課
⑥育児力向上のための各種育児講座等の実施	<p>保護者が自身の子どもの「行動」を観察し、ほめ方や困った行動に対し、その子の特性を理解しながら対応できることを目的とした育児講座の実施を検討します。</p> <p>また、子どもの年齢・発達に合わせた有効な食育方法を理解するため食育講座の実施も検討します。</p>	福祉課
⑦地域全体で子どもを守り育てる環境づくり	<p>学校だよりの配布を通じ、地域の人々や団体、企業等が学校支援ボランティアとなり、学校のニーズに応じた様々な支援活動を促進することで、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。</p>	教育課
⑧子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化するとともに、青少年の携帯電話やインターネットの適切な利用や保護者に対する啓発活動を推進し、専門家による強力な体制が整備されていることの周知啓発を行います。</p> <p>青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については、関係機関、地域と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけ、一人一台端末を活用した仕組みづくりを行います。</p>	教育課

(施策4)「食育」の推進

取り組み	内容	担当課
①情報提供	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、心と身体の健康づくりを推進します。 また、早期からの生活習慣病予防に取り組み、保護者のニーズに応じた情報発信、媒体を検討し食育推進に努めます。	健康増進課

(施策5) 安全で安心して過ごせるこどもの居場所づくり

取り組み	内容	担当課
①アフタースクールの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。 また、世帯間、地域間交流等の実現に向けて保育所、認定こども園、子育て支援センターと調整していきます。	福祉課
②子どもが安心して過ごす場所や機会の提供	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取り組みとして、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域等と連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	福祉課 教育課
③親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。	福祉課

基本目標4 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境をつくりま

地域社会全体で子育て家庭を支援し、こどもの成長を支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や地域の子育て支援団体との連携強化に努め、こどもの健やかな成長を応援できる地域社会づくりを進めます。

また、こども・若者が地域社会の未来を切り開いていけるよう一人一人の長所を伸ばしていくため、体験活動の機会を設けます。

(施策1) 子育て支援ネットワークづくり

取り組み	内容	担当課
①市民活動のネットワーク化と組織づくり	子育てに関するさまざまな活動をしている支援者に対し、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行います。	福祉課
②身近な地域での活動拠点の確保	子育てサークル等の活動を進めるため、自由に利用できる身近な地域での活動拠点の創設を検討します。	福祉課
③子育て支援センターと関係機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るために、子育て支援センターを中心とした関係機関との情報交換等の連携を強化します。	福祉課
④子育て支援者への支援	子育てに関するさまざまな活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行います。	福祉課

(施策2) 子育て世帯にやさしい安全・安心な環境の確保

取り組み	内容	担当課
①良質な住宅の確保	老朽化している市営住宅は、ユニバーサルデザインやコミュニティの場を取り入れた建て替えを行い、既存ストック住宅は安心安全に暮らせるよう計画的な改修を図ります。	住環境課
	子育て世帯が子育てしやすい、ゆとりある住宅を確保できるよう、適正な空き家等に関する情報の提供を推進します。	まちづくり課
②良好な居住環境の確保	子どもたちの生活における安全の確保に向け、家庭・地域・学校との連携を強化し、子どもたちを見守る体制づくりに努めます。	福祉課 教育課
	通学路や地域内等における防犯灯の設置を推進し、犯罪の未然防止を図り、子どもの安全確保に努めます。	教育課 防災情報課
③安心して外出できる環境の整備	子どもや子ども連れの人々が安心して利用するためにも、道路補修及び草刈等を実施し安全で歩行しやすい道路環境づくりに努めます。	建設課
	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策として、マタニティマークの周知と、妊産婦やその家族に対しての禁煙指導等に取り組みます。	健康増進課

取り組み	内容	担当課
④子どもの交通安全を確保するための活動の推進	警察や関係団体と協議し交通安全教育の場を増やしていきます。 チャイルドシートの正しい使用を徹底するための普及・啓発を図り、重大事故時の軽減や意識向上に努めていきます。 校門前にて、交通安全啓発のチラシ・グッズ等の配布を行います。	防災情報課
⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	警察や関係団体と協議し、通学路のパトロール中に交通安全施設の確認を行うようにしていきます。	防災情報課
	凶悪な犯罪から子どもを守るための対策として、各地域の方々の協力により「子ども110番の家」制度を実施しています。	教育課 防災情報課
	行方不明者の捜索や犯罪発生の抑止を目的として、通学路等に防犯カメラを設置し、常に周知します。	教育課 防災情報課

（施策3）子育てと仕事が両立の推進・多様な働き方の推進

取り組み	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの推進	保育施設や放課後児童クラブ（学童保育）の整備等の子育て支援事業の充実に加え、「阿蘇市男女共同参画推進条例」及び「第3次阿蘇市男女共同参画基本計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。	福祉課 人権啓発課
②育児休業等制度の普及・促進のための環境整備等	県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施します。	福祉課 人権啓発課

（施策4）出会いや結婚の支援

取り組み	内容	担当課
①婚活イベントへの支援	結婚を希望する人たちへの出会いの場を提供する事業などの取り組みを推進します。	福祉課
②企業・商工業と連携した取り組みの推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け関係機関と連携した取り組みを推進します。	人権啓発課 まちづくり課
③多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	男女の役割分担などの固定的性別役割分担意識を払拭し、男性が子育てへ参加しやすい環境づくりを進め、男女がともに働きやすく、子育てしやすい社会のため、男女共同参画社会の実現を推進します。	人権啓発課
④不妊（不育）症治療費の一部助成	妊娠を望む方へ、一般不妊治療・生殖補助医療・不育症治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、少子化対策を行います。	健康増進課

(施策5) 若者の自立支援

取り組み	内 容	担当課
①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み	労働局・ハローワークと連携し、運営協議会を設け、進学・就職で阿蘇市を離れたり都市から移住する若者のUターン、Iターンなどのニーズに合わせた雇用対策や就労支援を推進します。	まちづくり課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

合併により誕生した本市では、旧町村単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、本市内の保育所については、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること。また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

また、全市域を一区域とすることによって、教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期の見込みが立てやすく、一時的な需要の増減にも対応できるというメリットがあります。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・地域型保育事業所※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

※認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※地域型保育事業所…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

①保育を必要とする事由

- ア 就労
- イ 妊娠・出産
- ウ 保護者の疾病・障害
- エ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- オ 災害復旧
- カ 求職活動
- キ 就学
- ク 虐待やDVの恐れがあること
- ケ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- コ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②保育の必要量

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定し、この2つの区分の下、保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

③優先利用への該当

- ア ひとり親家庭
- イ 生活保護世帯
- ウ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- エ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- オ 子どもが障がいをもつ場合
- カ 育児休業明け
- キ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ク 小規模保育事業などの卒園児童
- ケ その他市町村が定める事由

(2) 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」と併せて「確認」を受けることが必要となっています。

本市においては、今後新たな事業所の参入等に対応できるよう、関係条例の整備を始め、必要な手続きを行います。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

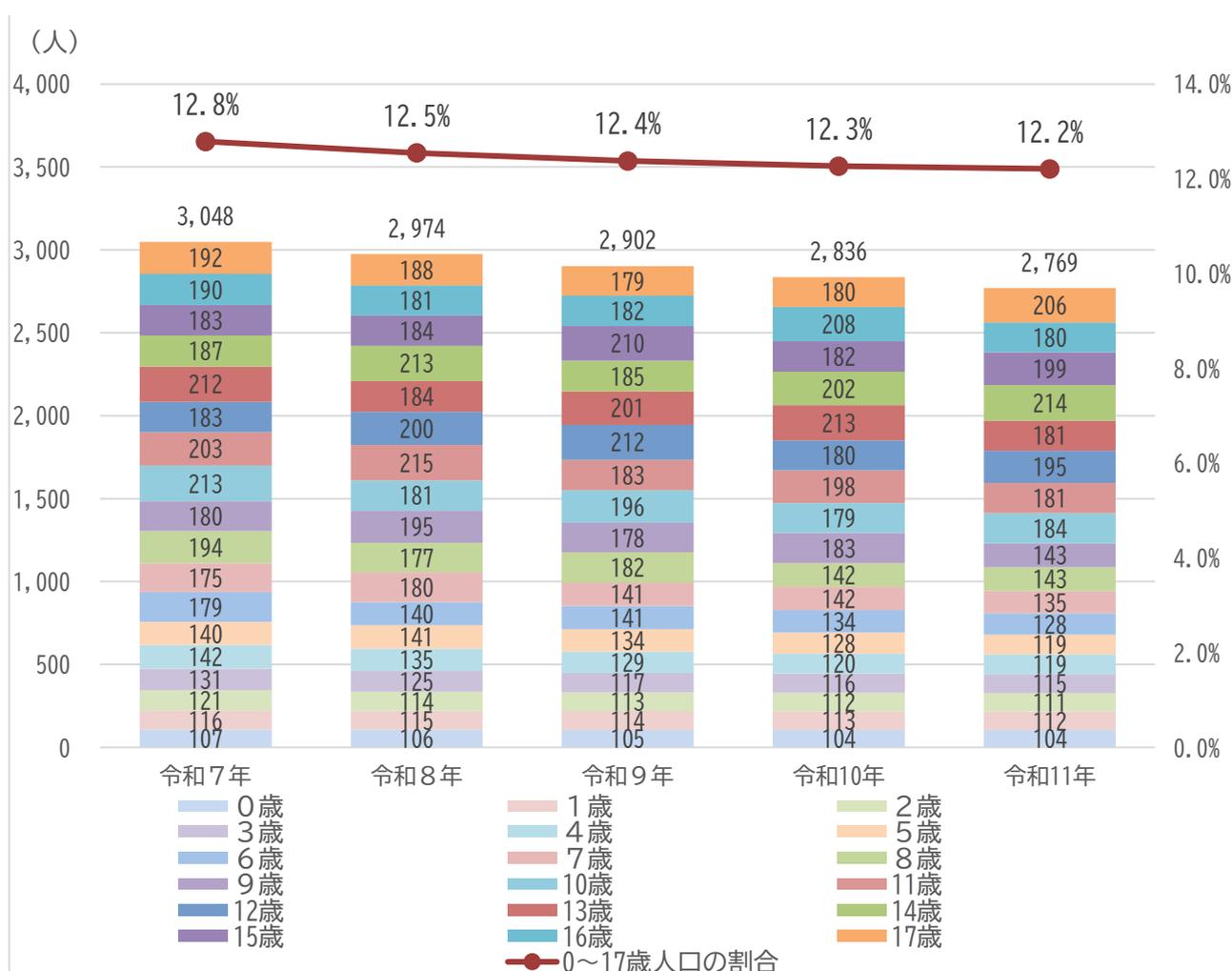
施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法		子ども・子育て支援法	市町村
		幼稚園型 保育所型	幼稚園部分：学校教育法			
		地方裁量型	保育所部分：児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法				
		保育所	児童福祉法			
地域型		小規模保育	児童福祉法		市	
		家庭的保育				
		居宅訪問型保育				
		事業所内保育				

(3) 量の見込みと確保方策の考え方

就学前児童の教育・保育について、保育所・認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

(4) 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から17歳までの計画期間中の推計児童数を2020（令和2）年から2024（令和6）年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。



(5) 量の見込みと確保方策について

[特定教育・保育事業]

① 1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	34	33	31	30	29
②確保の方策	75	75	75	75	75
②-①	41	42	44	45	46

【確保の内容】

1号認定については、4箇所の認定こども園によって受入れ、計画期間内での供給不足は発生しない予定です。

② 2号認定（3～5歳）・・・保育所・認定こども園の利用

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	423	411	389	373	361
②確保方策	特定教育・保育施設	460	460	460	460
	地域型保育事業	0	0	0	0
	合計	460	460	460	460
②-①	37	49	71	87	99

【確保の内容】

2号認定については、計画期間内での供給不足は発生しない予定です。

③ 3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

【0歳】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		85	84	83	82	82
②確保方策	特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	90	90	90	90	90
②－①		5	6	7	8	8

【1歳】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		101	100	99	99	98
②確保方策	特定教育・保育施設	127	127	127	127	127
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	127	127	127	127	127
②－①		26	27	28	28	29

【2歳】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		120	114	113	112	111
②確保方策	特定教育・保育施設	133	133	133	133	133
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	133	133	133	133	133
②－①		13	19	20	21	22

【確保の内容】

3号認定については計画期間内での供給不足は発生しない予定です。

(6) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

①保育利用率とは

$$3 \text{ 歳未満の保育利用率} = \frac{3 \text{ 歳未満の利用定員数}}{3 \text{ 歳未満の児童数}}$$

[子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2 (一)]

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

②保育利用率の目標値の設定

各年度の保育利用率の目標値は、各年度の推計児童数に占める確保策の割合とします。

■保育利用率の目標値

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育利用率目標値	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%
②保育利用率	101.7%	104.5%	105.4%	106.4%	107%
確保方策(利用定員数)	350人	350人	350人	350人	350人
推計児童数(3歳未満)	344人	335人	332人	329人	327人

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		301	293	283	276	270
②確保方策	延長保育事業	345	345	345	345	345
	施設数 (箇所)	14	14	14	14	14
②－①		44	52	62	69	75

(※人／年：年間の利用実人数)

【確保の内容】

現行の事業実施による提供体制で対応できる予定です。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などの理由により、昼間家庭にいない就学児童に対して、学校の余裕教室などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		244	223	209	193	184
	1年生	81	64	64	61	58
	2年生	64	66	52	52	50
	3年生	66	60	62	48	49
	4年生	15	16	15	15	12
	5年生	11	9	10	9	9
	6年生	7	7	6	7	6
②確保方策	放課後児童 健全育成事業	275	275	275	275	275
	施設数 (箇所)	6	6	6	6	6
②-①		31	52	66	82	91

(※人／年：年間の利用実人数)

【確保の内容】

令和5年度から利用料減免事業を実施し、経済的負担の軽減と利用控えや退会が減少しています。現在6か所にて実施しており、現在の体制で対応できる予定です。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	子育てショ ートステイ	1	1	1	1	1
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

平成30年度から、隣接する自治体の施設に委託し事業を実施しており、今後の利用ニーズを適切に把握し、本市での実施体制の確保について検討することとします。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれることもあります。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／回)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		600	584	579	574	570
②確保方策	子育て支援 センター	700	700	700	700	700
	施設数 (箇所)	3	3	3	3	3
②－①		100	116	121	126	130

(※人／回：月間の利用人数×利用回数)

【確保の内容】

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、徐々にイベントの実施等が行えるようになりました。現在の体制で対応できる予定となっています。

(5) 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園における在園児に対する一時預かり）

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となって行うこととなります。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	1号認定	1,479	1,436	1,361	1,304	1,264
	2号認定	13,876	13,473	12,767	12,230	11,860
	合計	15,355	14,909	14,128	13,534	13,124
② 確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
	施設数(箇所)	4	4	4	4	4
②-①		7,645	8,091	8,872	9,466	9,876

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

提供体制の確保ができており、現在の体制で対応できる予定となっています。

(6) 一時預かり事業（その他、保育所等での一時預かり）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		140	136	135	134	133
② 確保 方策	一時預かり事業（在 園児対象型を除く）	250	250	250	250	250
	施設数 （箇所）	14	14	14	14	14
②－①		110	114	115	116	117

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

現在14園で実施しており、現在の体制で対応できる予定となっています。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		52	51	49	48	47
②確保方策	病児・病後児 保育事業	70	70	70	70	70
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1
②－①		18	19	21	22	23

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

令和5年度の実績値増加(57人)を鑑み、必要に応じた提供体制で対応できる予定となっています。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		12	11	11	10	10
②確保方策	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	23	23	23	23	23
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1
②－①		11	12	12	13	13

(※人日：年間の延べ日数)

【確保の内容】

令和6年度現在、1箇所で行っており、現在の体制で対応できる予定となっています。

(9) 利用者支援事業

こども家庭センターとして、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるすべての妊産婦および子どもとその家庭からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策 ■

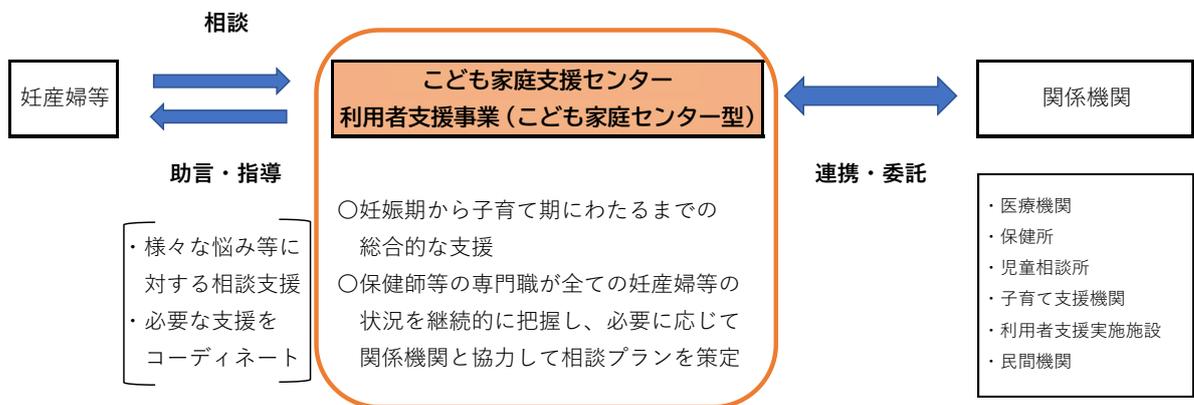
(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和2年度から実施し、現在は1箇所で行っています。令和6年度からは、新たに設置したこども家庭センターにおいて、現在の体制で対応できる予定となっています。

■ 利用者支援事業（こども家庭センター型）



【妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目のない支援を実施】

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	155	154	152	151	151
②確保方策	175	175	175	175	175
②－①	20	21	23	24	24

(※人回：月間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳幼児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

また、養育支援訪問事業は、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	164	162	161	159	159
②確保方策	200	200	200	200	200
②-①	36	38	39	41	41

【確保の内容】

現状通り、保健センターの保健師・助産師、栄養士によって、全対象家庭の訪問および養育支援訪問を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等実費負担に対し、助成をする事業です。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	5	5	5	5	5
②－①	2	2	2	2	2

【確保の内容】

令和5年度から実施しています。事業の周知を行い適切な対応に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

児童福祉法改正による新事業

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	288	480	672	864	1,056
②確保方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②－①	1,152	960	672	864	384

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

子ども・子育て支援法改正による新事業「新規3事業」

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数 107	妊娠届出数 106	妊娠届出数 105	妊娠届出数 104	妊娠届出数 104
	1組当たり 面談回数 3	1組当たり 面談回数 3	1組当たり 面談回数 3	1組当たり 面談回数 3	1組当たり 面談回数 3
	面談実施 合計回数 321	面談実施 合計回数 318	面談実施 合計回数 315	面談実施 合計回数 312	面談実施 合計回数 312
②確保の内容 (こども家庭センター)	321	318	315	312	312
②確保方策 (上記以外で業務委託)	—	—	—	—	—

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度（仮称））

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	—	6	6	6	6
	確保の内容 (延べ人数)	—	6	6	6	6
1歳児	量の見込み (延べ人数)	—	7	6	6	6
	確保の内容 (延べ人数)	—	7	6	6	6
2歳児	量の見込み (延べ人数)	—	7	6	6	6
	確保の内容 (延べ人数)	—	7	6	6	6

【確保の内容】

保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受け入れを行う余裕活用型を主として実施し、本格実施となる令和8年度より、必要定員数どおりの確保を行います。

(19) 産後ケア事業

産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	180	179	176	175	175
②確保方策	200	200	200	200	200
②－①	20	21	24	25	25

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、市内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修についても、関係者への情報提供と周知に努め、積極的な参加を促します。

なお、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、その他の子ども・子育て支援を行うものが相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、阿蘇市就学指導委員会等において、小1プロブレム※や中1ギャップ※といった学校間の段差を少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

※「小1プロブレム」

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くとされていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され始めた。

※「中1ギャップ」

小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。ギャップの典型例として、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」があるといわれている。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に4回以上実施することとします。

6. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

(1) 産後・育児休業者の現状

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込みをする状況が見られます。年度途中で入所を希望しても保育士不足等により受け入れる基準が満たされずに対応できないといった事例があり、喫緊の課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

幼児教育・保育のニーズ量確保は、民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

一方で、0歳児と1歳児の受入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もあることから、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 県施策との連携

(1) 子どもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、子育て世代包括支援センターを中心として民生委員・児童委員や主任児童委員、母子保健推進員をはじめとした地域住民との連携を強化し、子どもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点、地域子育て相談機関、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知します。

② 児童虐待の発生予防・早期発見

子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業により速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 市町村における相談支援体制の強化

児童福祉法第十条の二の規定に基づき、並びに新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和四年十二月十五日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされていることを踏まえ、本市では令和6年7月より児童等に対する相談支援を行うこども家庭センターを設置し運用を開始しています。

イ 関係機関との連携強化

子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、子育て世代包括支援センターを要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。家庭児童相談員のほか、母子・父子自立支援員、子育て相談員や助産師を配置し、特定妊婦を含めた相談に対応できるよう体制を整えました。これら相談体制により、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めます。

また、子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応のためには、支援に直結する相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があり、さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所等へ速やかに通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

④ 社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。また、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、地域のなかで社会的養護が行えるよう里親の開拓や支援につながる広報・啓発を行い、支援体制を整備していく必要があります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉スペクトラム症、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の神経発達症のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者が子どもの障がいを特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えるとともに、受入れに当たっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

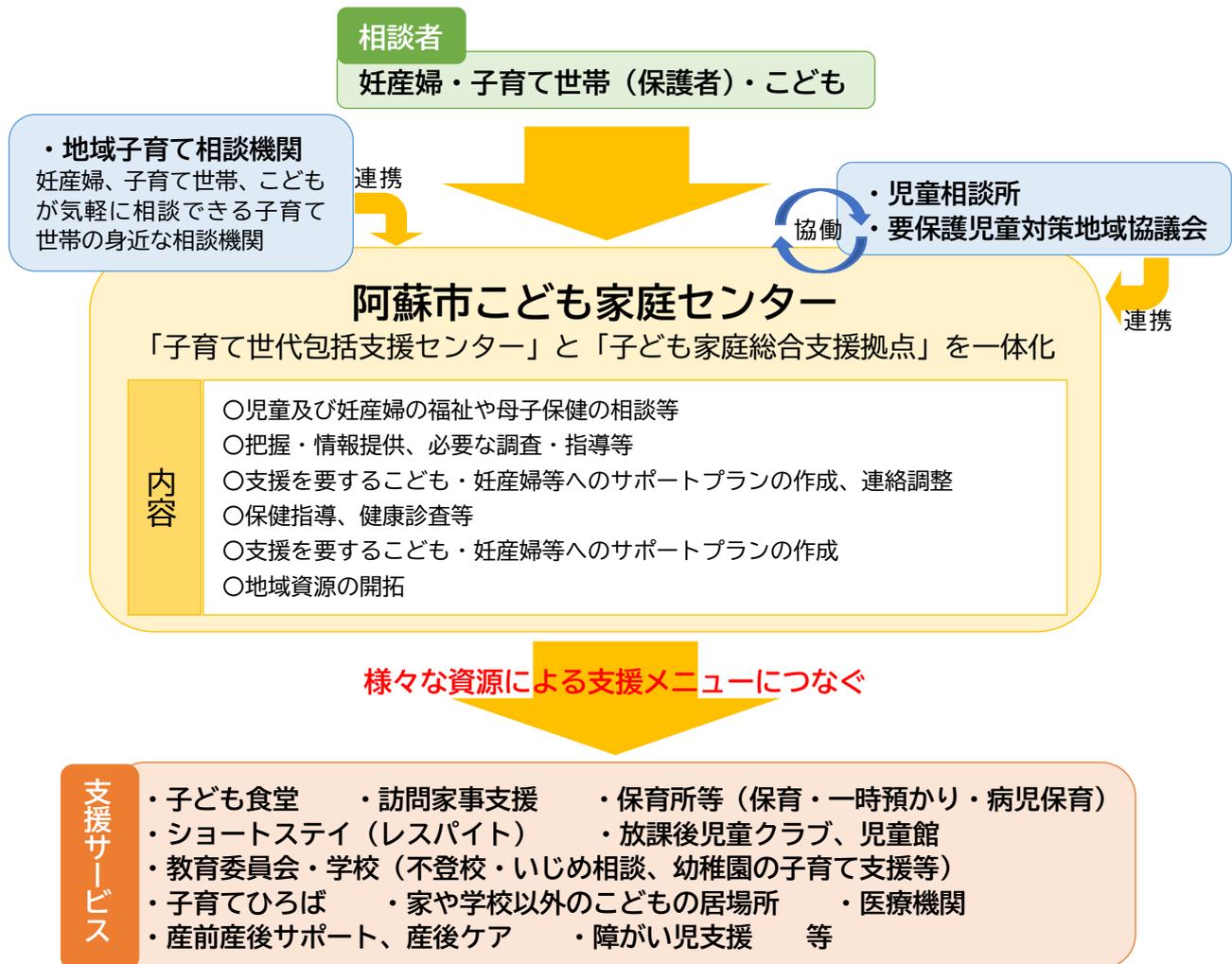
(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、問題提起していきます。

9. 子ども・子育て支援施設整備の推進について

令和6年7月に設置したこども家庭センターの機能を有する阿蘇市一の宮保健センターの改修を進めることで、地域の子育て世帯にとってより身近で利用しやすい場所となり、子ども・子育て支援の強化が図られることが期待されます。センターでは、育児相談などを定期的に開催し、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たします。

さらに、保育所や認定こども園でも、現代の多様な保育サービスに対応するための取り組みを進めます。老朽化した施設の改築や大規模改修を推進し、子どもたちが安全で快適に過ごせる環境を整備します。例えば、新しい遊具の導入や耐震工事、エネルギー効率の向上を図るための設備の更新等を行います。この取り組みにより、保育所や認定こども園は、働く親たちにとっても安心して子どもを預けられる場所となり、地域全体の子育て支援体制が強化されることが期待されています。今後も、地域のニーズに応じた柔軟な対応が求められ、子どもたちの健やかな成長を支えるための環境整備を推進していきます。



また、放課後児童クラブは市内の5つの施設（全5小学校）で運営されています。これらの施設で、利用する子どもの健全育成活動を推進します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、各関係機関や地域と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

2. PDCAによる点検と評価・公表

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを確立し、各年度において計画の実施状況を把握・点検、見直しを行います。

(1) 計画する(Plan)

推進組織は、本計画を基盤として、市民や事業者からの意見を踏まえ、年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

(2) 実行する(Do)

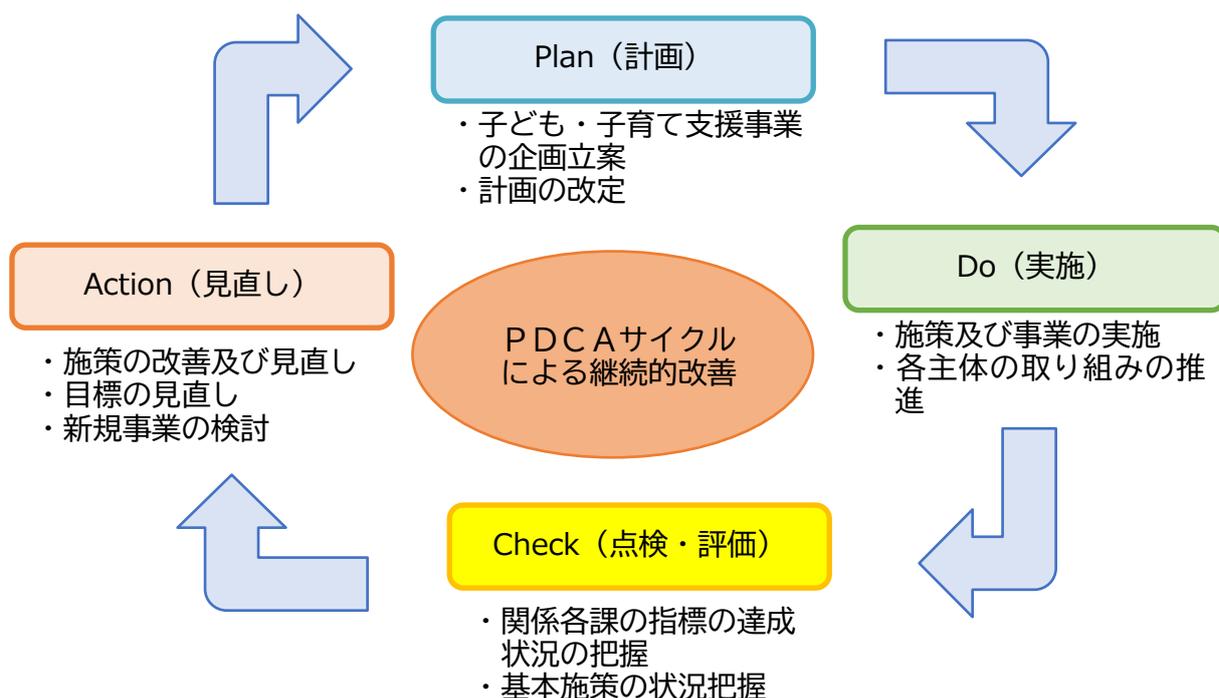
事業の実施者は計画の基本理念に基づき、各種施策を展開していきます。進捗状況については、事務局が把握して必要に応じて推進組織に報告、調整を行います。

(3) 点検する・評価する(Check)

推進組織は、実施した取り組みについて内容の把握と分析を行い、相対的な評価と各数値目標の達成状況を関係機関へ周知するとともに広く住民に公表して意見を募ります。

(4) 見直す・改善する(Action)

推進組織は、点検・評価結果に対して寄せられた意見について検討し、実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1. 阿蘇市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、阿蘇市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、市長又は教育長の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項の規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会文教厚生常任委員会の委員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について子ども・子育て会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年阿蘇市条例第42号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続きその他のこの条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

阿蘇市こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発行 熊本県阿蘇市
企画・編集 阿蘇市市民部福祉課子育て支援係
〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
TEL (0967) 22-3167
FAX (0967) 35-4114

